



生物多様性 なごや戦略 実行計画 2030

～ネイチャーポジティブの実現に向けて～



令和5年10月 名古屋市

「ネイチャーポジティブ」の実現に向けて

生物多様性は山村や自然豊かな場所の話、私たちには関係ない話、そんな風に思っていないか。実は生物多様性って、名古屋という都市部に住む私たちにとっても、すごく身近で、無くてはならない大事なもののなのです。

私たちは、野菜、肉、魚介などあらゆる生きものの「いのち」をいただいて生きています。名古屋市の食料自給率は1%未満と、そのほとんどを市外に依存しているため、国内の他地域や海外の生物多様性が私たちの食生活を支えていることになります。

また、緑地や公園といった身近に残された貴重な自然は、生きものの生息・生育の場となっているほか、その良好な景観による安らぎや癒し、気温上昇の抑制、土砂災害等の減災など、私たちに様々な恩恵をもたらしてくれる、まさに「いのち」の基盤といえます。

しかしながら、生物多様性は、森林の伐採、過剰漁獲、都市化の進行など、人間の活動による影響により減少し続けています。

身近なところでは、家の周りで草花や果実を見つけて四季を感じたり、近所の野山に分け入って遊んだり...、かつては名古屋でもよく見られたそんな光景も、現在は目にすることが少なくなりました。

2022年12月、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）が開催され、愛知目標に代わる新たな世界目標が採択されました。2030年までに自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる「ネイチャーポジティブ」の考え方が示され、それに向けて世界が大きく動きだしました。

本市は、2010年に愛知・名古屋においてCOP10が開催されたことを契機に、身近な自然の保全・再生と生物多様性の持続可能な利用を、市民・事業者とともに推進してきましたが、ネイチャーポジティブという新たな転換点を迎えた今、まちづくりや社会変革などの新たな視点も取り入れながら、生物多様性の取り組みを進めていく必要があります。

本計画は、2030年までに本市が重点的・優先的に取り組む事項やロードマップを定めたものであり、市民・事業者のみなさまと歩んでいくための道標です。

生物多様性を守ることは、私たちの未来を守ることに直結しています。地球の豊かな生物多様性を次世代に継承するために、今、行動を変えなければいけません。

ネイチャーポジティブの実現に向け、共に歩みはじめましょう。

令和5年10月

名古屋市長 河村 たかし

もくじ

第1章 生物多様性なごや戦略実行計画2030について

- 1 趣旨 1
- 2 位置づけ 2

第2章 なぜ生物多様性が大切なのか

- 1 生物多様性とは 5
- 2 生物多様性がなくなると何が困る？ 6
- 3 生物多様性の危機 7
- 4 生物多様性に影響を与える私たちの暮らし 11

第3章 計画策定の背景

- 1 生物多様性条約に関わる動向 13
- 2 事業活動と生物多様性 19
- 3 なごやを取り巻く状況 23
- 4 市民意識 25

第4章 名古屋市におけるCOP10以降の取り組みの総括

- 1 身近な自然を保全・再生するための協働の取り組み 27
- 2 協働による環境教育・普及啓発 31
- 3 緑のまちづくり 33
- 4 健全な水循環の保全と再生 34
- 5 名古屋とつながる上流域との連携 35
- 6 自治体間の連携・交流 36
- 7 これまでの振り返り（生物多様性2050なごや戦略の体系に基づく） 39

第5章 重点方針

2030年までの重点方針	41
重点方針1 生物多様性に配慮したまちづくりの推進	43
重点方針2 社会変革につながる取り組みの促進	51
重点方針3 自然と共生する人づくり	57
重点方針4 生物多様性保全の拠点・ネットワークの強化	63

第6章 計画の進捗管理

1 計画の進捗管理方法	67
2 進捗管理のための指標や状況把握項目	68

第7章 生物多様性のために私たちができること

市民	73
市民団体	74
事業者	75
教育機関	76

コラム

有機製品の拡大	77
市内で都市養蜂	78
日々の買い物で、世の中の流れやしぐみを変えていこう～買い物が生物多様性を守る～	79

参考

生物多様性なごや戦略実行計画の策定に係る懇談会	81
用語索引	82

1 趣旨

(1) 策定の背景

- 2010年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において採択された「愛知目標」が2020年に期限を迎え、2022年12月にカナダ・モントリオールで開催されたCOP15第2部において、2030年までの新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。
- これを受け、国では、「生物多様性国家戦略2023-2030」を2023年3月に策定しました。
- COP10以降、世界や日本国内における生物多様性に関する取り組みは一定の進捗が見られたものの、生物多様性の減少には歯止めがかかっておらず、本市でも同様の状況にあります。
- また、最近では、気候変動による自然災害の深刻化、人口減少・高齢化などの課題の顕在化、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大などを受け、社会のあり方そのものが根本から問われています。

(2) 計画の目的

- 本市では、生物多様性に関する計画として、「生物多様性2050なごや戦略」を2010年に策定し、そのビジョンのもと、環境分野の総合的な計画である「名古屋市環境基本計画」において方針を定め、取り組みを進めてきたところですが、これまで生物多様性に特化した中・短期的な計画は設けていませんでした。
- 新たな世界目標や国家戦略ができたこの機会を捉え、本市における生物多様性に関する取り組みの強化と着実な進捗管理をはかるため、本市が2030年までに重点的・優先的に取り組む具体的な事柄やロードマップを定めた実行計画を新たに策定しました。

(3) 計画のポイント

- 本計画は、本市と市民・市民団体・事業者等の多様な主体が、役割分担のもと、パートナーシップによる生物多様性に関する取り組みを進めていくための共通の指針となるものです。
- 本計画では、本市の地域特性や状況を考慮しながら、特に重点的・優先的な取り組みを明確にしています。

(4) 計画期間

2023年度から2030年度まで

2 位置づけ

本計画は、「生物多様性2050なごや戦略」と「第4次名古屋市環境基本計画」におけるビジョン・方向性を踏まえ、本市が2030年までに重点的・優先的に取り組む事柄等について、より具体的に示したものです。

【生物多様性2050なごや戦略】（2010年3月策定）

- ・生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略（2050年までの長期戦略）
- ・本市の生物多様性に関する2050年までの長期的なビジョン
- ・最新の動向等に照らし合わせても、内容的に対応していることから、現状のまま活用

2050年のビジョン

多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市なごや

【第4次名古屋市環境基本計画】（2021年9月策定）

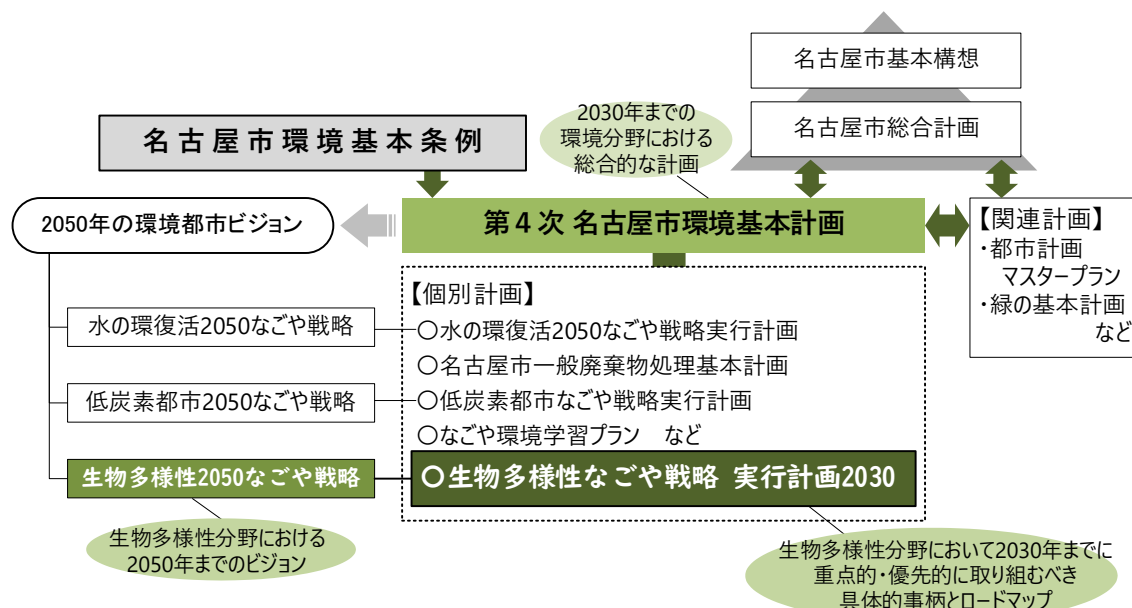
- ・名古屋市環境基本条例に基づく、本市の環境分野における総合的な計画
- ・2030年までの施策の大綱（施策の体系と方向性）を示す

みんなで目指す2030年のまちの姿

パートナーシップで創る 快適な都市環境と自然が調和したまち

【生物多様性なごや戦略実行計画2030】（2023年10月策定）

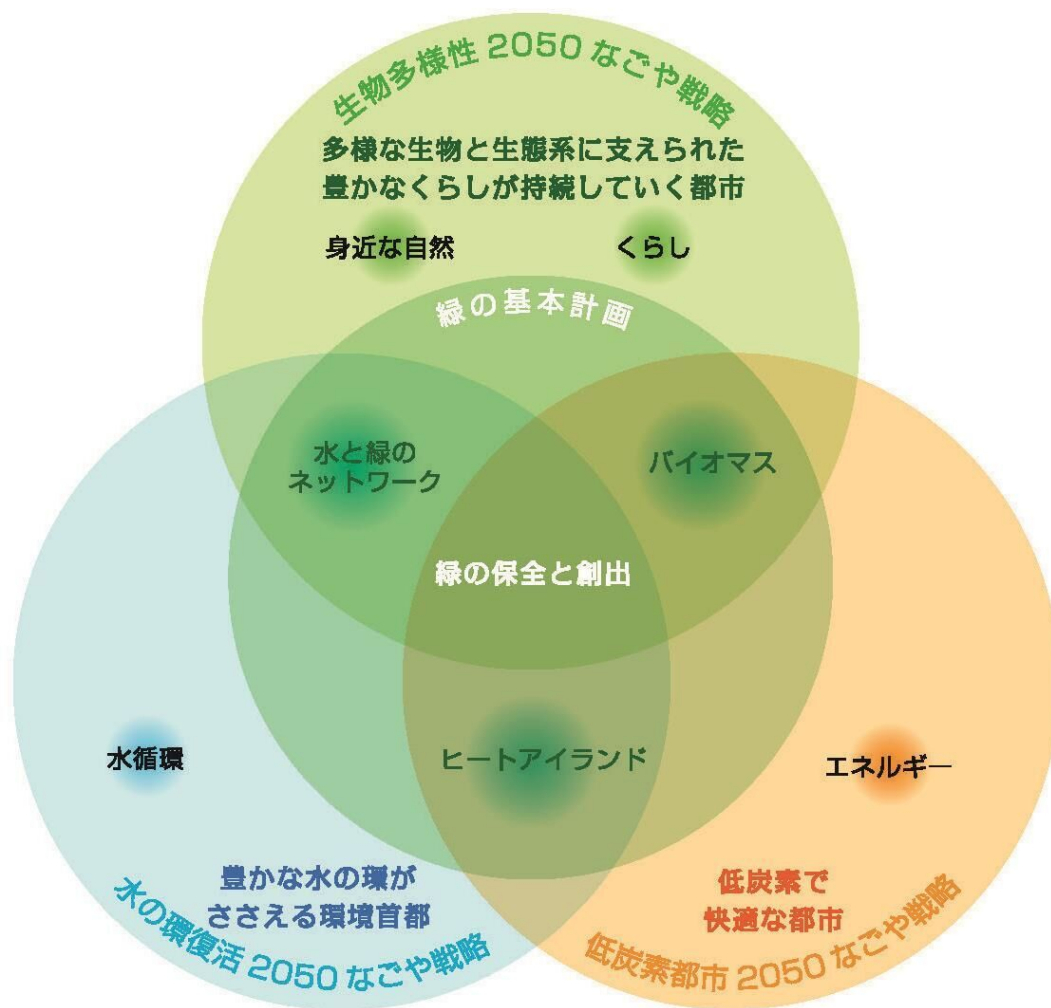
- ・生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略（2030年までの中・短期戦略）
- ・「生物多様性2050なごや戦略」、「第4次名古屋市環境基本計画」が示すビジョンを踏まえ、本市が生物多様性分野において、2030年までに重点的・優先的に取り組む具体的な事柄やロードマップを定めたもの



【3つの環境戦略と緑の基本計画】

以下の図は、「生物多様性2050なごや戦略」において、名古屋市の環境分野とつながりが深い戦略・計画の重なる領域を示した図です。「生物多様性」、「低炭素都市」、「水の環復活」、「緑」の戦略・計画が取り扱う分野は相互に重なっており、そのうち「緑の基本計画」は中央に位置し、「緑の保全と創出」が4つの戦略・計画のすべてに関わっています。

本計画の推進にあたっては、生物多様性と関係が深い本市の戦略・計画との関係や、様々な課題の同時解決を意識しながら施策を展開していきます。



3つの環境戦略と緑の基本計画
(「生物多様性2050なごや戦略」より)

【生物多様性2050なごや戦略】（2010年3月策定）

「生物多様性2050なごや戦略」では、多数の市民の皆様からご意見をいただき、100年後の夢のなごやの姿を描いています。「なごやの風土にあった生きもののすみかが広がる」、「地域ごとにその自然を活かした、いきいきとした市民の暮らしが営まれている」ことなどが、将来像として描かれています。

① 100年後の夢のなごやの姿

- なごやの風土にあった生きもののすみかが広がり、オフィス街や住宅地にも、まとまってつながりのあるすみかがみられます。
- 地域ごとに、その自然を活かした、いきいきとした市民の暮らしが営まれています。



100年後の夢のなごやの姿
（「生物多様性2050なごや戦略」より）

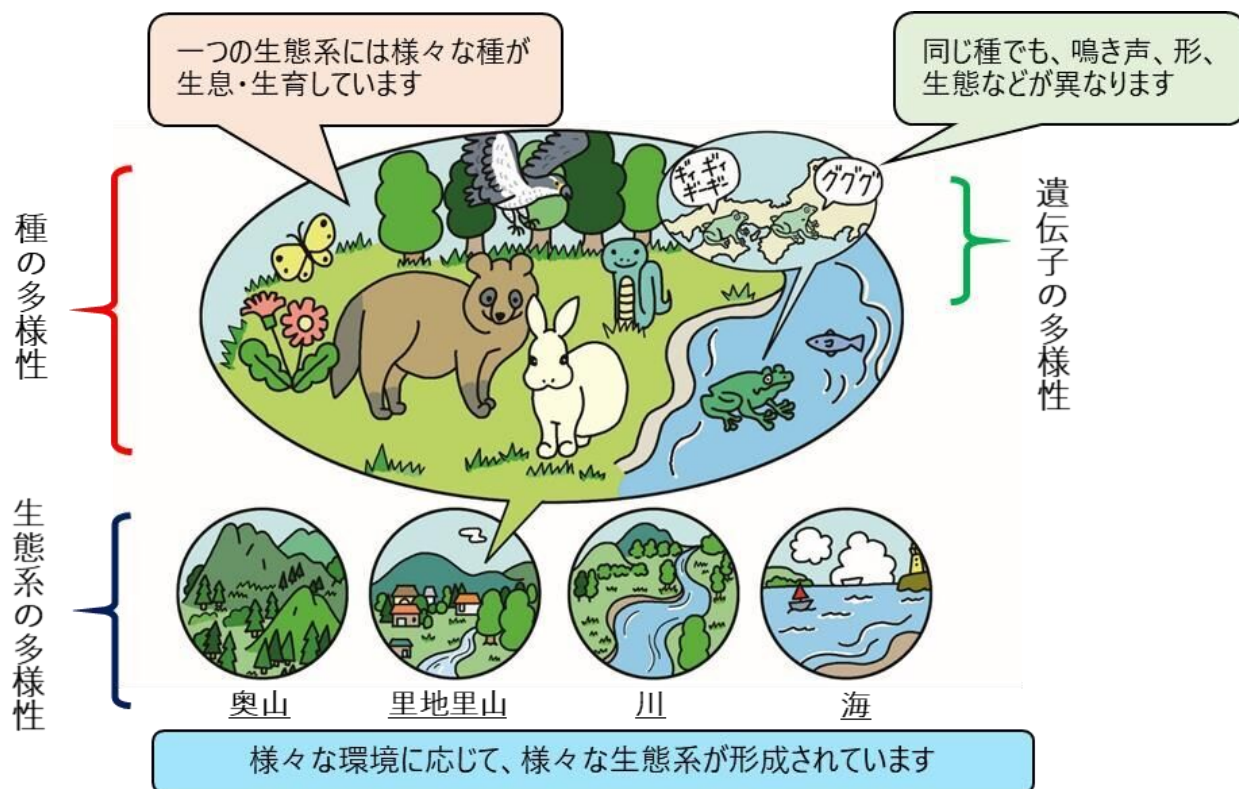
第2章

なぜ生物多様性が大切なのか

1 生物多様性とは

生物多様性とは、多様な生きものが存在し、それらの生きものがお互いにつながりあい、バランスが保たれている状態のことを言います。地球上には様々な自然の中に、長い歴史の中でそれぞれの環境に適応して進化した多様な生きものが存在し、相互につながり、支えあって生きています。

生物多様性は、それ自身がかけがえのないものであると同時に、食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性がもたらす恵み（生態系サービス）がなければ、私たちの暮らしは成り立ちません。



※上記3つの多様性をまとめとして捉えた「景観の多様性」という考え方もあります。

3つの多様性

【生物多様性に依存している例】

- ・20億人を超える人々が1次エネルギーを木質燃料に依存
- ・推計40億人が医療・健康のために主に自然由来の薬を利用
- ・がん治療薬のおよそ70%は自然由来または自然界から着想を得た合成製品
- ・果物と野菜、コーヒー、カカオ豆、アーモンドなど世界の食料作物の種類のうち75%以上は動物による花粉媒介に依存
- ・海域と陸域の生態系は人類が排出する炭素の唯一の吸収源であり、その量は年間56億トン（世界全体の人為的排出量のおよそ60%に相当）

出典 環境省「IPBES生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約」

2 生物多様性がなくなると何が困る？

生物多様性がなくなると、私たちの生活に大きな影響が生じます。具体的には、下に示す影響が考えられます。

1 すべての生命の基盤がなくなります

植物が酸素をつくり、森は水を蓄え、微生物は土を豊かにします。

2 生活や事業活動に必要なものがなくなります

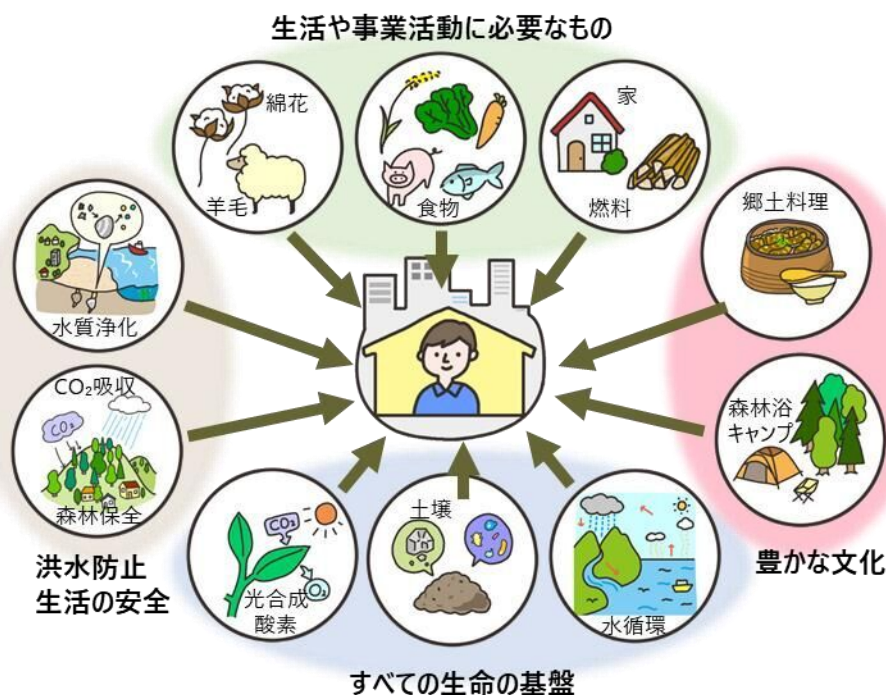
衣服、食物、木材、医薬品や、事業活動に必要な原材料には、様々な自然資源が利用されており、これらが利用できなくなります。

3 豊かな文化が消えていきます

美しい観光資源、癒しやレクリエーションの場、伝統文化や郷土料理などがなくなります。

4 生活の安全が脅かされます

森林や湿原は土砂崩れや洪水を防ぐ役割を果たしており、これらがなくなると私たちの生活の安全が脅かされます。全世界に甚大な影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症などの人獣共通感染症の拡大は、土地の過度な開発等により、人と自然の距離が近くなりすぎたことが原因であると言われています。



生物多様性の恵みに支えられる私たちの暮らし

3 生物多様性の危機

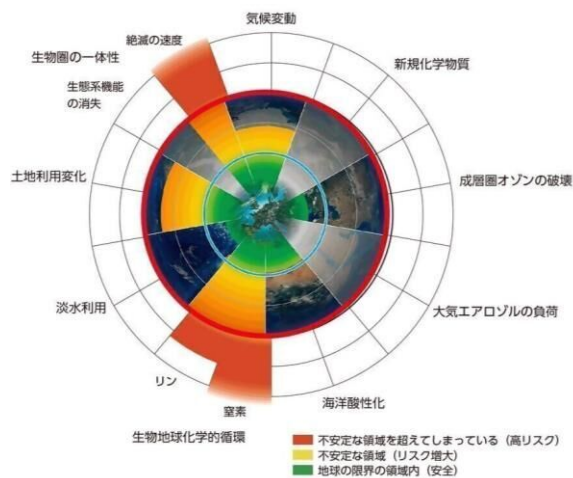
(1) 生物多様性の危機

現在、世界では、私たち日本人を含めた人間活動が原因で、急速なスピードで生きものの絶滅が進んでいます。

- ・推計100万種が既に絶滅の危機に瀕しており、このままでは、今後数十年でこれらの種の多くが絶滅する恐れがある。
- ・世界の陸地の75%が著しく改変され、海洋の66%は累積的な影響下にあり、湿地の85%以上が消失した。
- ・1870年代以降、生きているサンゴ礁の約半分が失われ、ここ数十年で気候変動によりサンゴの減少が加速している。

出典：環境省「IPBES生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約」

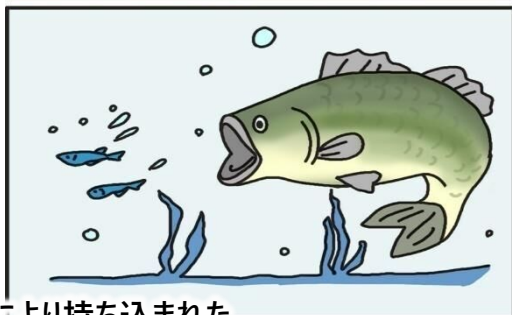
人間活動による地球への影響を客観的に評価する方法として、プラネタリー・バウンダリー（地球の限界）という研究があります（右図）。地球の限界（右図赤線）の領域内で人間活動を行えば、人類は発展・繁栄できる一方で、境界を越えた場合は、地球環境に引き返しのつかない変化が起きる可能性があると考えられています。「生物の絶滅の速度」は、「気候変動」より危機的な状況にあり、境界を超えるレベルにあるとしています。



プラネタリー・バウンダリー

出典：環境省「平成29年版環境白書」

乱獲や開発等の 人間活動による危機



人間により持ち込まれた
ものによる危機

自然に対する働きかけの 縮小による危機



温暖化など地球環境の
変化による危機

日本における生物多様性の4つの危機

(2) 身近に迫る生物多様性の危機

私たちに馴染みが深い、身近な生きものにも絶滅の危機が迫っています。以下は、数ある中の一例ですが、これらの危機には、私たちの人間活動が大きく関わっています。

オランウータン

(写真提供：名古屋市東山動植物園)



●危機の主な原因：

生息地の減少（東南アジア熱帯林）

オランウータンが生息する熱帯雨林を伐採して、お菓子や化粧品などに使われるパーム油のためのアブラヤシ畑が大規模に開発されています。最近では、環境や人権に配慮した認証パーム油の使用が企業で広がっています。

アカウミガメ

(写真提供：名古屋港水族館)



●危機の主な原因：

生息地の減少、漁業による混獲

私たちの生活から出たプラスチックが、海洋に流れ、ウミガメの生息に影響を与えています。IPBES報告書によると海洋プラスチックは1980年から10倍に増加し、ウミガメの86%に影響を与えているといわれています。

コアラ

(写真提供：名古屋市東山動植物園)



●危機の主な原因：

生息地の減少

気候変動による干ばつ、熱波、森林火災による生息地の減少や人間の生活（交通事故、狩猟（1920年代）など）による影響で、18世紀末に1000万頭だった個体数は、2010年には40万頭に減少しています。

名古屋市東山動植物園・名古屋港水族館の生きもの（絶滅危惧種）

ウナギ

(写真提供：鳥居亮一)



●危機の主な原因:

乱獲、生息環境の悪化

土用の丑の日によく食べられるウナギは、環境省レッドリストにおいて絶滅危惧種に指定されています。食用のために過剰に獲られすぎたことなどが原因と考えられています。

マグロ

(写真はクロマグロ)



●危機の主な原因:

乱獲

世界のクロマグロ消費における日本の割合は76%とも言われています。しかし、そのクロマグロは国際自然保護連合（IUCN）のレッドリストで準絶滅危惧種に指定されています。

ツバメ



●危機の主な原因:

開発等によるすみかの減少

環境省が2021年に公表した調査結果によれば、ツバメやスズメなどの身近な野鳥が1990年代と比べて大きく減少しました。当たり前のように目にする生きものも今後は見られなくなる可能性があります。

暮らしに身近な生きもの（絶滅危惧種または減っているもの）

【名古屋市版レッドリスト2020の状況】

名古屋市では、5年に1回絶滅のおそれのある野生生物をまとめたレッドリストを作成しています。2020年に公表したレッドリストの掲載種数は植物で335種、動物で419種、合計754種で、このうち絶滅の恐れがある種は植物で197種、動物で216種、合計413種です。5年前に比べると植物で15種、動物で9種、合計24種増えている状況です。これらの原因には、開発などによる生息・生育地の悪化、植生遷移の進行による生息・生育環境の変化があります。



ギフチョウ

(写真提供：高橋保郎)



●市レッドリスト(2020年)

タガメ

(写真提供：名古屋市東山動植物園)



●市レッドリスト(2004年)

オナモミ



●市レッドリスト(2010年)

絶滅とされた生きもの（市内で確認されなくなった生きもの）

マメナシ（ⅠB類）



ナゴヤダルマガエル（ⅠA類）



ヒメタイコウチ（Ⅱ類）

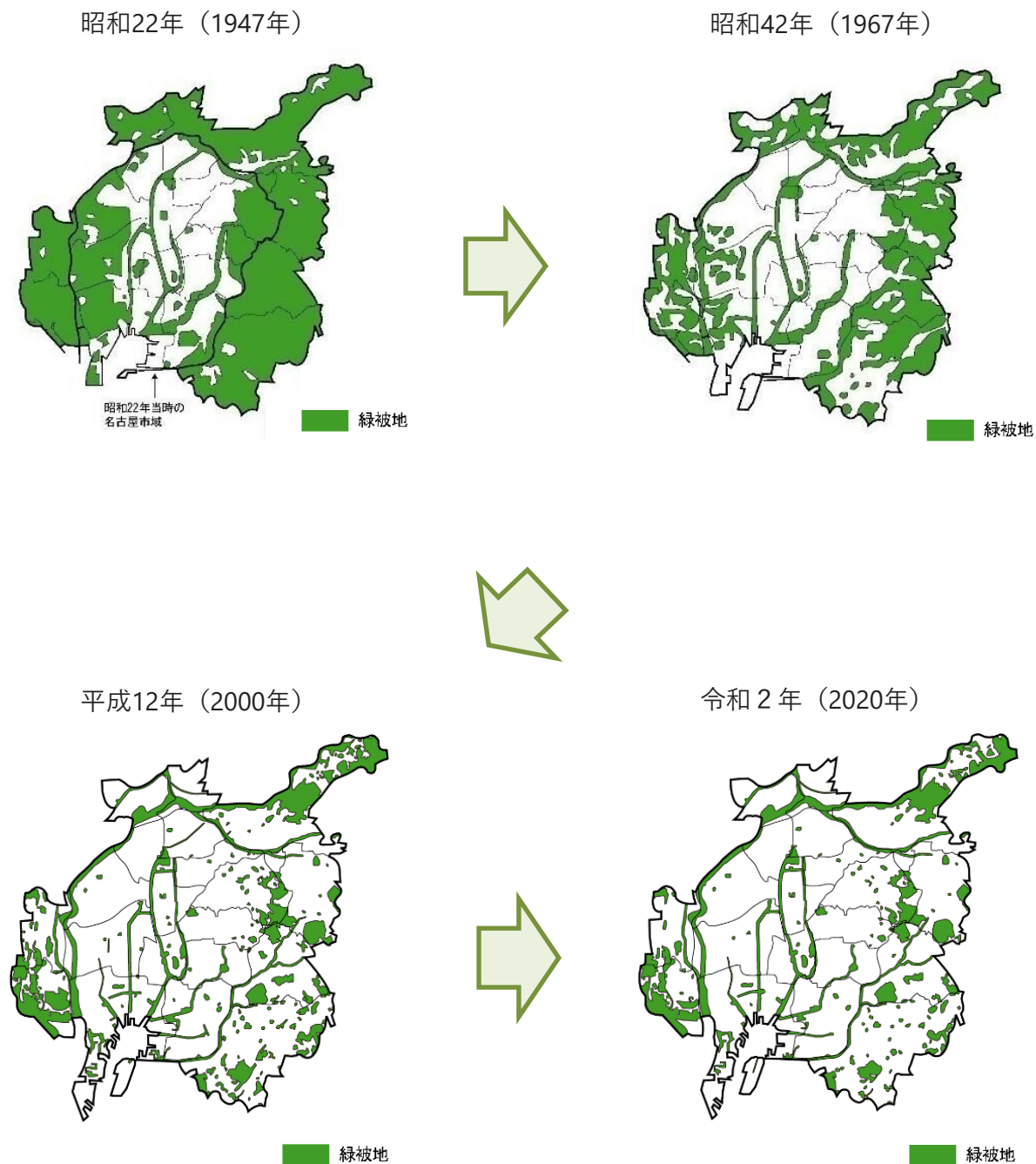


※ 上記図の括弧内は名古屋市版レッドリスト2020における絶滅危惧カテゴリー（絶滅＞ⅠA類＞ⅠB類＞Ⅱ類＞準絶滅危惧＞情報不足）

名古屋とその周辺で絶滅が危惧される生きもの

【名古屋市内の生息・生育地の減少】

生きもののすみかとなる緑被地面積（樹木や草で覆われた土地面積のことで、本市では農地や水面も含める）は大きく減少しています。近年は特に農地面積の減少割合が大きくなっています。



緑被地面積の減少

なぜ生物多様性が大切なのか

なぜ生物多様性が大切なのか



なぜ生物多様性が大切なのか

なぜ生物多様性が大切なのか



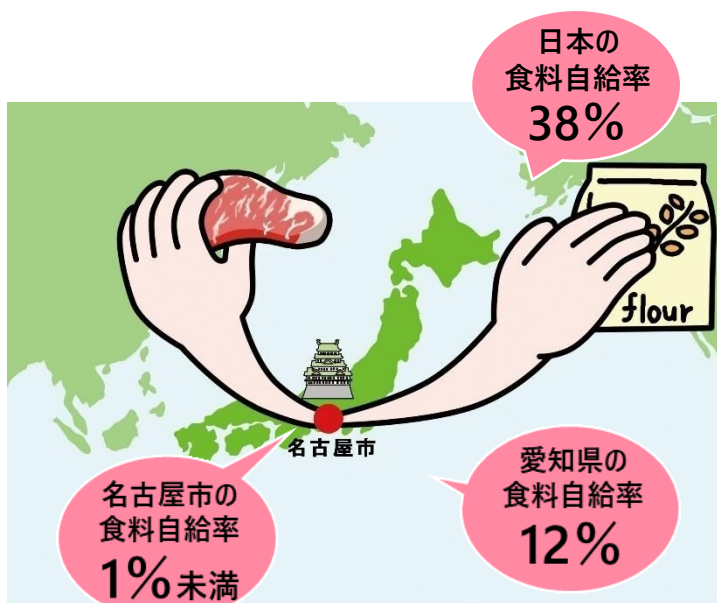
なぜ生物多様性が大切なのか

なぜ生物多様性が大切なのか

食べものについて言えば、名古屋市の食料自給率は1%未満となっています。私たち名古屋市民が普段食べているものは、そのほぼすべてを市外・海外からの生物多様性の恵みに依存しているとともに、その産地に大きな影響を与えています。

備考：食料自給率はカロリーベース、日本及び愛知県は令和元年度（概算値）、名古屋市は令和2年度（試算値）

出典：日本及び愛知県は農林水産省資料、名古屋市は地域食料自給率試算ソフトにより算出



食料自給率

私たちの未来を守るために、
なごやの生物多様性を守り、
世界中の自然の恵みを持続可能な方法で利用する
一人ひとりの行動が必要です

身近な自然の保全・再生

生物多様性を
回復させる

生活スタイルの転換

日々の行動で
世の中の流れを変える



第3章 計画策定の背景

1 生物多様性条約に関わる動向

(1) 世界の動向

①生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）

多様な生きものや生息環境を守り、その恵みを将来にわたって利用するための国際条約「生物多様性条約」の第10回締約国会議（COP10）が2010年10月に名古屋市で開催されました。会議では遺伝資源へのアクセスと利益配分のルールを定めた「名古屋議定書」、2050年までに「自然と共生する世界」を実現するための2020年までの具体的な行動目標として「愛知目標」が採択されました。

②愛知目標の評価

愛知目標の世界的な達成状況を評価するため、以下の2つの重要な報告書が取りまとめられました。これらにおいて、共通して示されたメッセージは、「生物多様性の減少は依然として続いており、これを食い止め、回復させるためには、社会のあり方を根本から見直し、分野横断的な取り組みによる社会変革が不可欠」ということでした。

【地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）】

生物多様性条約事務局が2020年に発行したGBO5は、これまでのGBO、各国から提出された国別報告書、既存の生物多様性に関する研究成果やデータをもとに分析・作成されたもので、愛知目標の達成状況の評価や将来に向けて必要な行動等がまとめられています。

<愛知目標の達成状況>

20の愛知目標のうち、6つが「一部達成」と評価されたものの、完全に達成されたものは一つもなかったと評価しています。

<将来に向けて必要な行動>

2050年までに「自然と共生する世界」を実現するためには、広範な人間活動にわたって「今までどおり」から脱却し、生物多様性との関係性が特に深い以下の8つの分野における移行が必要と指摘しています。

■「自然との共生」に向けて移行が必要な8分野

1	土地と森林	生態系の保全・再生
2	持続可能な淡水	水質改善、侵略的外来種防除、連続性の確保
3	持続可能な漁業と海洋	海洋及び沿岸生態系の保護・再生、漁業再建、水産養殖業の管理
4	持続可能な農業	農業システムの再設計、生物多様性への悪影響を最小限にした生産性向上
5	持続可能な食料システム	肉と魚の消費を抑えた植物主体の食生活、食品の供給と消費にともなう廃棄物の大幅削減
6	都市とインフラ	「グリーンインフラ」の展開、人工的に構築された景観の中に自然のための場所を創出、都市及びインフラの環境フットプリント低減
7	持続可能な気候変動対策行動	化石燃料利用の段階的かつ速やかな廃止、自然を活用した解決策（NbS）
8	生物多様性を含んだワン・ヘルス	生態系や野生生物の利用を管理し、健全な生態系と人の健康を促進

出典：「中央環境審議会 自然環境部会 生物多様性国家戦略小委員会（第1回）（令和3年11月26日） 環境省資料」及び、環境省「地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）日本語版」をもとに作成

【生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書】

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）は、生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、各国に政策の提言等を行う政府間組織です。気候変動分野で同様の活動を進めるIPCCの例から、生物多様性版のIPCCと呼ばれることもあります。

IPBESは、2019年に、約500名の専門家が15,000以上の科学論文や知識体系を分析した「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」を公表しました。この報告書では、主に以下のことが述べられており、社会変革の必要性が指摘されています。

- 地球上のあらゆる場所がこれまでにない程に改変され、生物多様性は人類史上これまでにない速度で減少し、過去50年の間、かつてない速度で地球全体の自然が変化している。
- これらの直接要因は、影響が大きい順に、土地と海の利用の変化、生物の直接採取（漁獲、狩猟含む）、気候変動、汚染、外来種の侵入である。これら5つの直接要因は、様々な社会制度や背景（間接的な変化要因）によって引き起こされ、さらにその背景には社会の価値観や行動がある。
- このままでは将来的な目標は達成不可能であり、2030年以降の目標の達成に向けて、経済、社会、政治、技術すべてにおける社会変革が求められる。
- 取り組みにあたっては、大きなテコの効果を生む介入点（レバレッジポイント）を意識することで、持続可能性への転換がより起こりやすくなる。



介入点（レバレッジポイント）		介入点に対する取り組みの実践例
1	良い暮らしについての多様な観念の受容	シンプルライフ、ロハス等
2	消費と廃棄の削減	肉食やフードロスを減らす、地産地消等
3	価値観と行動の開放・拡大	環境に配慮した製品やサービスの選択等
4	不平等の是正	生態系サービスに対する支払い、カーボンプライシング等
5	保全における正義と包摂性の実践	関係者みんなが参加する意思決定の仕組み等
6	外部性とテレカップリングの内部化	自然に悪影響を与える材料や製品の流通規制や認証制度の構築等
7	環境にやさしい技術、革新と投資の確保	低炭素技術、グリーンインフラ、ESG投資等
8	教育および知識の形成と共有の促進	自然とのふれあい活動、環境教育等

※環境省「IPBES生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約」をもとに作成

※上記表の「介入点に対する取り組みの実践例」は、環境省「JBO3 生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021[政策決定者向け要約報告書]」をもとに作成

③昆明・モントリオール生物多様性枠組

愛知目標に代わる新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が、2022年12月にカナダ・モントリオールで行われた生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第2部において採択されました。愛知目標と比べ、数値目標が増加し、社会・経済活動に関連する目標が充実・強化されました。

【昆明・モントリオール生物多様性枠組の構成】

2050年 ビジョン	「自然と共生する世界」（愛知目標から引き続き使用）
2050年 ゴール	2050年ビジョンに関係する4つの状態目標
2030年 ミッション	「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」
2030年 ターゲット	23の目標を設定（次ページ参照）

【ネイチャーポジティブ】

「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」と定義され、新たな生物多様性枠組の2030年ミッションに考え方が位置付けられるとともに、日本の生物多様性国家戦略においても、2030年に向けた目標として位置づけられています。また、2019年の国連総会では、2021年から2030年までを「国連生態系回復の10年」とすることが決議され、世界各国にさらなる取り組みを求めています。

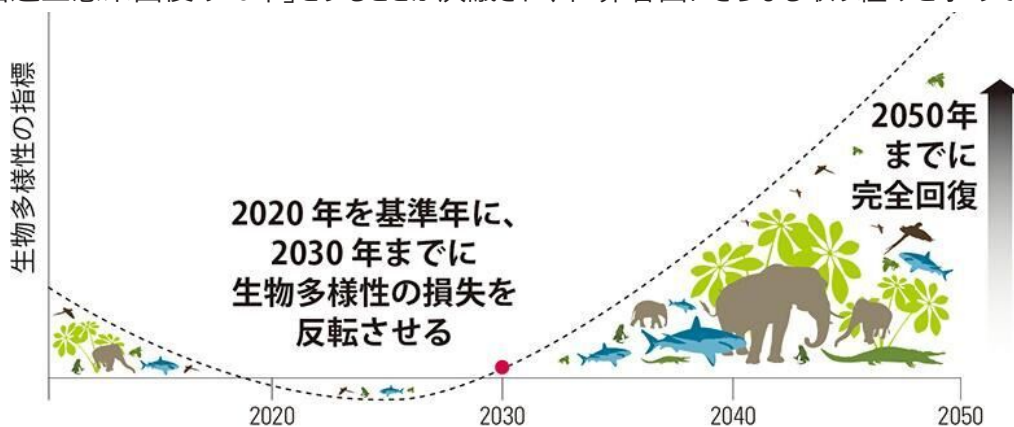


図7 2030年までのネイチャー・ポジティブに向けた自然のための測定可能な世界目標
出典：Locke et al., 2021¹²

出典：WWFジャパン「生きている地球レポート2022」

【30by30（サーティ・バイ・サーティ）】

新たな生物多様性枠組では、目標の一つとして、2030年までに陸域と海域のそれぞれ30%以上を保全・保護することを掲げており、30by30(サーティ・バイ・サーティ)と呼ばれています。2021年6月のG7サミットでは、G7各国は新たな生物多様性枠組の決定に先駆けて30by30を目指すことを合意しました。この実現のためには、従来の保護地域（国立公園等）における取り組みに加え、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM：Other Effective area-based Conservation Measures）を増やしていくことが期待されています。

< 参考 > 昆明・モントリオール生物多様性枠組 「2030年ターゲット」の概要

区分	No	内 容	概 要
生物多様性への脅威を減らす	1	空間計画	すべての地域を参加型・統合的で生物多様性に配慮した空間計画の下に置く
	2	自然再生	劣化した生態系の30%を回復させる
	3	30by30	陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECMにより保全（30by30目標）
	4	種・遺伝子保全	絶滅危惧種を守る緊急行動と、人と野生生物との軋轢を最小化
	5	生物採取	乱獲を防止するなど、野生種の利用等を持続的かつ安全、合法的なものにする
	6	外来種対策	侵略的外来種の導入率及び定着率を50%以上削減
	7	汚染	環境中の過剰な栄養素の半減、農薬等のリスク半減、プラスチック汚染の防止・削減
	8	気候変動	自然を活用した解決策、気候変動による生物多様性への影響の最小化
人々のニーズを満たす	9	野生種の利用	野生種を持続可能に管理し、人々に自然の恩恵をもたらす
	10	農林漁業	農林水産地域が持続的に管理され、生産システムの強靱性・効率性・生産性・食料安全保障に貢献
	11	自然の調整機能	自然を活用した解決策等を通じ、自然の寄与の回復、維持、強化
	12	緑地親水空間	都市部における緑地・親水空間の面積、質、アクセス、恩恵の増加、生物多様性に配慮した都市計画の確保
	13	遺伝資源	遺伝資源から得られる利益の公正衡平な配分と大幅な増加を促進
実施と主流化のためのツールと解決策	14	生物多様性の主流化	生物多様性の多様な価値をあらゆる政策、規制、計画に組み込む
	15	ビジネス	事業者の生物多様性リスク、依存、影響を評価・開示
	16	持続可能な消費	持続可能な消費、食料廃棄の半減、過剰消費・廃棄物発生的大幅削減等
	17	バイオセーフティー	すべての国が遺伝子組み換えの適正な管理・利用の能力を保持
	18	有害補助金	生物多様性に有害な補助金等を特定し、年間5,000億ドル以上の廃止・改善
	19	資金	あらゆる資金源から年間2,000億ドルの実施資金を確保
	20	能力構築、技術移転	実施のための能力構築、技術へのアクセス及び移転を強化
	21	知識へのアクセス	生物多様性に係る最良の情報を誰もが利用できるようにする
	22	先住民、女性及び若者	先住民、女性、若者、障害者などの生物多様性に関連する意思決定への参画を確保
	23	ジェンダー	本枠組の実施におけるジェンダー平等を確保

※昆明・モントリオール生物多様性枠組（環境省仮訳）をもとに作成

(2) 国内の動向

国においては、愛知目標の達成状況の評価を行ったほか、COP15で採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえ、2030年までの生物多様性国家戦略を策定しました。

①日本の愛知目標の達成状況

2021年1月に、愛知目標の達成状況の評価も含めた「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」を公表しました。点検では、20の愛知目標に対応して、生物多様性国家戦略2012-2020で設定した我が国としての13の国別目標を評価しました。その結果、5つの国別目標を「目標を達成した」、8つの国別目標を「目標に向けて進捗したが、達成しなかった」と評価しました。

②生物多様性国家戦略2023-2030

昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択を踏まえ、「生物多様性国家戦略2023-2030」が2023年3月に策定されました。

【生物多様性国家戦略2023-2030の背景（一部抜粋）】

- 生物多様性の損失と気候危機の2つの世界的な課題は、現象の観点でもそれらへの対応策の観点でも正負の両面から相互に影響しあう関係にあり、一体的に取り組む必要がある。
- 新興感染症の発生要因は、開発や都市化をはじめとする自然の改変とも深く関わると指摘されており、生物多様性の損失と気候危機の2つの危機の要因と共通点がある。
- これらの世界的な危機への対処には、人間の活動のあり方を変えるほかに手立てはない。
- 経済成長のみを豊かさの尺度とする価値観から脱し、包括的な豊かさを追求する新しい価値観に基づく社会へと根本的に変革する必要がある。

【2030年に向けた目標】

2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブを目指し、これまでの生物多様性保全施策に加えて気候変動や資源循環等の様々な分野が連携して取り組むべく、5つの基本戦略に沿って取り組んでいくこととしています。

2030年に向けた目標 ネイチャーポジティブの実現

5つの基本戦略

①生態系の健全性の回復

場の保全・再生（30by30目標等）、利用・管理における負荷軽減、野生生物保全

②自然を活用した社会課題の解決

地域づくり、NbSによる気候変動対策とのシナジー最大化・トレードオフ最小化、鳥獣管理

③ネイチャーポジティブ経済の実現

リスクや機会の評価、目標設定、情報開示、ファイナンス

④生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）

理解増進、人材育成、消費活動における行動変容、保全行動の促進

⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

情報基盤整備、空間計画、国際連携

③30by30ロードマップ

昆明・モントリオール生物多様性枠組で掲げられた、2030年までに陸域と海域の30%以上を保護・保全する30by30目標の国内達成に向けて、2022年4月に環境省が30by30ロードマップを策定しました。

このロードマップでは、30by30目標は主として、公園や企業が所有する緑地などの「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）」により達成していくとしており、各主体に期待される役割や2030年までの工程表が示されています。

環境省は2023年度より、「自然共生サイト」という形でOECMの認定を開始しています。

【保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の対象となり得る場所】

企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ピオトープ、自然観察の森、里地里山、森林施業地、水源の森、社寺林、文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、屋敷林、緑道、都市内の緑地、風致保全の樹林、都市内の公園、ゴルフ場、スキー場、研究機関の森林、環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の森林、遊水池、河川敷、水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林、建物の屋上、試験・訓練のための草原・・・

出典:環境省「令和4年度第3回OECMの設定・管理の推進に関する検討会（令和5年3月8日）」資料

【30by30目標達成のための工程表】

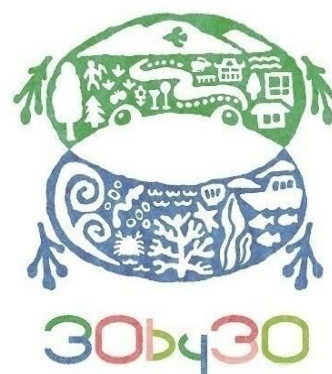
時 期	内 容
2022年	・生物多様性のための30by30アライアンス立ち上げ ・自然共生サイト認定の試行
2023年	・環境省による自然共生サイトの認定開始 ・全国100地域以上を先行的に認定
2024年	・生物多様性の現状や保全上効果的な地域を可視化したマップの提供
2025年	・自然共生サイト管理のためのマニュアルの提供

環境省「30by30ロードマップ工程表」をもとに作成

【生物多様性のための30by30アライアンス】

30by30目標達成に向けた取り組みをオールジャパンで進めるため、日本経済団体連合会、全国規模のNGO・NPO・研究機関、生物多様性自治体ネットワークなどが発起人・コアメンバーとなり、2022年4月に設立されました。

本市はアライアンスの発足当初から参画しています。多様な主体がこのアライアンスに参画し、各主体による30by30目標に向けた取り組みが活発化しています。



2 事業活動と生物多様性

あらゆる事業活動は、生物多様性の恵み（自然資本）を利用することで成り立つと同時に、生物多様性に大きな影響を与えています。近年、金融の分野では、生物多様性を含む環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）に配慮した企業に投資を行う「ESG投資」などが拡大しつつあります。

今後は、事業者として、30by30目標に向けた取り組みが求められるとともに、投資家に対して財務報告書等の中で生物多様性に関するリスクや方針等を開示する際の統一的な枠組や、生物多様性に関する目標を自主設定する際の統一的な枠組などに向けた検討が、国際的に進められています。

30by30とOECMへの貢献

環境省の30by30ロードマップでは、各主体における30by30目標達成に向けた取り組みを求めています。事業者においては、事業実施における生物多様性の影響への配慮、保護地域やOECMの保全への貢献、自らの管理・所有地のOECM申請、適切な目標設定や情報開示、30by30目標に貢献する製品・サービスの取扱い等を通じた消費者の環境配慮型の消費促進などが、金融機関においてはサステナブルファイナンスの推進などが推奨されています。

自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）

気候変動の分野では、2015年に採択されたパリ協定（世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保ち、1.5°Cに抑える努力をする）を受け、金融業界を中心に、気候変動が投融資先の事業活動に与える影響を評価する動きが世界的に高まり、同年に、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD：Task force on Climate-related Financial Disclosures）」が設置されました。TCFDは、2017年に最終報告書として、自主的な情報開示のあり方に関する提言（TCFD提言）を公表し、企業が財務報告書等において開示すべき自社の気候変動に対するリスクや方針等の内容を示しました。

このTCFDの生物多様性版として、自然資本及び生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組構築に向けて、「自然資本・生物多様性に関する自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD：Task force on Nature-related Financial Disclosures）」が2021年に立ち上げられ、2023年9月にTCFD枠組等を踏まえた新たな枠組が公表されました。

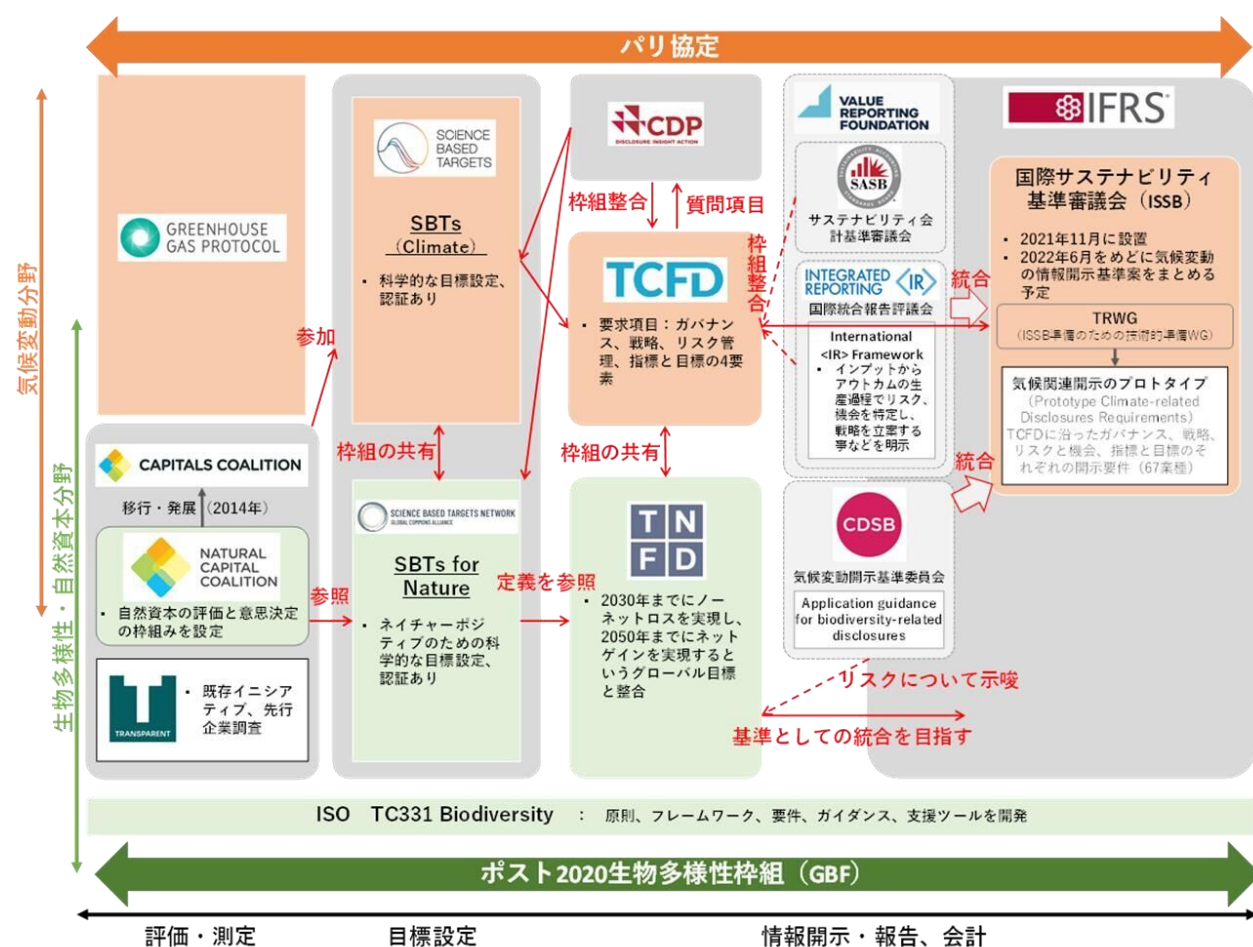
Science Based Targets(SBTs) for Nature

気候変動の分野では、企業が、5年から10年先を目標年として、パリ協定が求める水準と整合した自主的な温室効果ガス削減目標（科学的根拠に基づく削減目標：SBTs）を設定し、それを認証機関から認定を受ける動きが活発化しています。

生物多様性の分野でも同様の枠組（SBTs for Nature）の検討が進められています。

ISO（国際標準化機構）における生物多様性規格の検討

2020年2月に、フランスがISOにおける生物多様性規格の策定を提案し、同年8月に検討のための専門委員会が設置されました。今後、専門委員会において、規格策定に向けた議論が進められていく予定です。



ビジネスにおける気候変動と生物多様性の様々な枠組の関係

出典:環境省

※企業における情報開示の枠組や自主的な目標設定については、現在、気候変動と生物多様性の分野で様々な枠組が立ち上がっており、枠組の共有や情報の流用について様々な検討が進められています。

企業の生物多様性認証の広がり

企業等が実施する生物多様性に関する優れた取り組みを認証する制度が広がりつつあります。愛知県では、2022年度から「あいち生物多様性企業認証制度」を開始し、植樹やビオトープ等の整備による生物多様性の保全活動やサプライチェーンの環境負荷低減などの取り組み状況に基づき、評価・認証を行っています。

あいち生物多様性企業認証制度

申請対象 愛知県内に本社または事業所を置く、法人格を有する民間企業

認証メリット

- ・県自然環境課Webページに掲載
- ・認証書の授与
- ・企業PRのために認証企業マークを名刺、会社案内などに使用可能



※認証企業が使用できるマーク
(認証(左)、優良認証(右))

評価項目 「あいち生物多様性戦略2030」等を踏まえて、以下の5つが設定されています。

大項目	概要
1 組織の方針・体制等	方針・目標や取組計画の策定状況、人材育成等を評価する。
2 (豊かな生態系を) まもる	希少種保全、外来種駆除、脱炭素社会・循環型社会の形成に向けた環境配慮経営等を評価する。
3 (生息生育空間を) つなげる	生態系ネットワーク形成(植樹、ビオトープ整備等)、他主体との連携、専門家の意見反映等を評価する。
4 (生きものの恵みを) つかう	サプライチェーンの環境負荷低減、生物機能を生かした技術・製造等を評価する。
5 (人と自然との共生を) ひろめる	普及啓発、活動成果の一般開放、SDGs への取組、生態系ネットワーク協議会等への参画等を評価する。

※認証区分によって、評価項目や、獲得すべき得点数(認証:合計18点以上かつ「組織の方針・体制等」が3点以上、優良認証:合計35点以上かつ「組織の方針・体制等」が4点以上)が異なります。

※あいち生物多様性企業認証募集チラシより抜粋

<その他の主な認証制度>

制度名(開始年)・概要		運営	実績
	ABINC認証(2014年) 企業における生物多様性に配慮した緑地づくりや管理・利用などの取り組みを、第三者評価・認証する制度	一般社団法人 いきもの共生事業推進協議会	2023年3月時点で139か所を認証 (市内)大名古屋ビルヂングなど計7か所
	SEGES(社会・環境貢献緑地評価システム)(2005年) 企業が所有する緑地の保全、創出、活用等に関する企業等の積極的な取り組み姿勢及び行動について、社会貢献性及び環境貢献性の観点から、第三者機関により総合的に評価、認定する制度	公益財団法人 都市緑化機構	2023年4月時点で147か所を認定 (市内)ノリタケの森
	JHEP認証(2008年) 生物多様性の価値を事業の前後で比較し、事業後の価値が事業前と同等またはそれ以上のものを、生物多様性に貢献する事業として認証する制度	公益財団法人 日本生態系協会	2023年4月時点で45か所を認証

なごやSDGsグリーンパートナーズ

本市では、事業活動においてSDGsの実現に向け取り組む事業所を、「なごやSDGsグリーンパートナーズ」として認定し、事業者がSDGsを意識しながら、環境に配慮した事業活動を自発的かつ積極的に行うことを支援しています。取り組みに応じて、「登録エコ事業所」「認定エコ事業所」「認定優良エコ事業所」の3段階の登録・認定区分があり、「認定優良エコ事業所」の中で特に優秀で他の模範となる取り組みを実践している事業所を表彰し、事業者の意識の向上と活動の底上げを図っています。認定の評価項目には、生物多様性に関する項目も設定されています。



生物多様性民間参画ガイドライン第3版

2023年4月、環境省は、国内外で活発化する事業活動における生物多様性の取り組み状況を踏まえ、事業者が経営課題として生物多様性の保全や自然資本の持続的利用に取り組むための基本的指針として「生物多様性民間参画ガイドライン第3版」を策定しました。

定量的な影響評価・目標設定の方法と具体的な指標、情報開示の方法、先進的な枠組であるSBTs for Nature 及びTNFDの事例を紹介しているほか、Q&A集として中小企業、金融機関を含む実務担当者へのアドバイスなどを紹介しています。

(抜粋) 生物多様性民間参画ガイドライン第3版 Q & A 集

第2章 実務担当者（中小企業）のためのQ&A

Q2-1. なぜ我が社が生物多様性への配慮に取り組まなければならないのでしょうか。

A2-1. 今後サプライヤーや、地域企業としての責任が求められる可能性があるためです。

(解説)

- ・サプライヤーの場合、今後 TNFD フレームワーク等の国際的な影響力が増すにつれ、サプライチェーン全体での管理強化が求められ、自社自身は TNFD への賛同等を表明しない場合でも、取引先から対応を要請されるケースが増えると考えられます。
- ・また、生物多様性への関心が高まることで、地域の自然資本（土地や水など）を使う主体として、あるいは 30by30 など、地域での生物多様性等の保全を担う主体として、地域から、より一層の責任を果たすことが求められる可能性があると考えられます。
- ・これらは、ビジネス上のリスクでもあります。差別化を図ることで、ビジネス上の機会に転換することができます。

Q2-2. 人員も資金もないが、どこから取り組めば良いのでしょうか。

A2-2. まずは事業活動と自然や水資源などの関係を評価します。その上で、30by30 など比較的取り組みやすいところから始めることが考えられます。

(解説)

- ・まずは自社の事業活動と、自然や水・土地が、どう関わっているかを評価することになります。関わりを評価するにあたっては、自社のあるエリアが、自然が豊かな地域なのか否か、水資源などで逼迫しているものはないか、といった地域の状況を、自治体などに問い合わせることなどから始め、その上で、事業活動にとって特に重要なものがあるかどうかを抽出します。
- ・重要な事業活動を抽出した後、いかにリスクを減らし、機会を生み出せるかを検討することになります。
- ・例えば 30by30 実現に向けた地域の OECM 登録推進や支援などは、水資源の確保や防災・減災など、事業活動にとってのリスク低減に繋がりがやすいと考えられます。

3 なごやを取り巻く状況

(1) なごや特有の状況

【市域の多くを占める市街化区域】

本市では、市域面積の約93%が市街化を進める市街化区域であり、また、緑被地面積（樹木や草で覆われた土地面積のことで、本市では農地や水面も含める）のうちの半分以上が民有地であることから、これらの場所における生物多様性の保全や配慮が必要です。

【リニア中央新幹線開業に向けて活発化する再開発】

リニア中央新幹線の開業を見据え、名古屋駅地区と栄地区を中心に再開発が活発になっています。こうした再開発に自然を生かしたまちづくりの視点を加えていくことが必要です。

【人口の減少と高齢化】

本市の人口は、2021年頃から減少に転じ、長期的な少子化による、親となる世代の人口の減少や平均寿命の延伸などを背景に、0～64歳の人口が減少する一方、65歳以上の人口が一層増加すると予想されています。本市では、身近な自然の保全などのために活動する団体が数多く存在していますが、これらの活動に関わる人が高齢化、固定化しています。今後、これらの人々の協力により活動が行われてきた場所の保全等が行われなくなる可能性が高まっています。

(2) 地球環境問題への対応

【気候変動問題】

近年、世界各地で記録的な高温や多雨など異常気象が発生しており、地球温暖化による気候変動の影響が気象災害のリスクを増大させるものとして懸念されており、こうした状況は、もはや、私たち人類やすべての生きものにとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」として捉えられています。

IPCCの各種報告書等では、生物多様性の減少の一因に気候変動があり、産業革命前と比べて地球の気温が2℃上昇する場合は1.5℃の気温上昇と比べて生物多様性の損失が倍以上と予測しています。地球の気温上昇を1.5℃に抑えるためには、地球上の温室効果ガスを2010年比で2030年までに45%削減、2050年頃には正味ゼロにする必要があるとしており、脱炭素社会に向けて大幅な転換をはかっていく必要があります。

気候変動への対策は生物多様性の保全と相乗効果（シナジー）が期待できる一方で、再生可能エネルギーやバイオマスを得るための大規模開発により、生物多様性に悪影響を及ぼす場合（トレードオフ）があるため、事業推進の際には気候変動と生物多様性の両方にメリットのある取り組みとしていく必要があります。

【プラスチック問題】

プラスチックの生産量と廃棄量は世界的に増大しており、地球規模での環境汚染や限りある天然資源の浪費などが問題となっています。2050年までに海洋中に存在するプラスチックごみの重量が魚の重量を超過するとの試算も報告されています。自然環境中で細かく碎かれることなどにより、5 mm以下となったプラスチックはマイクロプラスチックと呼ばれ、有害物質を吸着し、魚や鳥などが体内に取り込むことによる影響が懸念されています。プラスチックの問題は、焼却により地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出するなど、様々な環境問題につながっているため、総合的な視点のもとでの取り組みが求められています。

（３）社会変革に向けた新たな視点

【持続可能な開発目標（SDGs）】

SDGsでは、17のゴール及び169のターゲットが相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決することを目指すこと、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指すことが意識されています。そのため、生物多様性の分野においても、様々な課題の同時解決を意識した取り組みを進めていく必要があります。

【自然を活用した解決策（NbS：Nature-based Solutions）】

生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）やグリーンインフラなど、自然を基盤として社会の諸課題を解決していく取り組みを包含する考えです。気候変動や生物多様性をはじめとする様々な課題を同時解決する手法として注目されており、昆明・モンリオール生物多様性枠組や新たな生物多様性国家戦略においても、重要な位置づけがされています。本市においても、生物多様性の保全に加え、地球温暖化やヒートアイランド現象、都市型水害、まちのにぎわいづくりなどの課題を同時に解決する方法として、グリーンインフラなどの取り組みを推進していく必要があります。

【地域循環共生圏】

2018年に閣議決定された国の第五次環境基本計画では、複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方も活用した「地域循環共生圏」が提唱されました。これは、各地域がそれぞれの地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指すものです。こうした社会への転換は、生物多様性の保全や持続可能な利用に加え、海外の自然資本への依存を減らし、我が国のエネルギーや食の安全保障につながるものとして期待されています。

【新型コロナウイルス感染症からの教訓】

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行（パンデミック）は、人と自然との関係を根底から問い直すきっかけとなりました。IPBESが開催したワークショップにおいて出された意見を取りまとめた「IPBESパンデミックと生物多様性ワークショップ報告書（2020年10月公表）」では、土地利用の変化、農業の拡大、野生生物の取引・消費がほぼ全てのパンデミックに関連しているとしています。また、パンデミックのリスクを減らすためには、責任ある消費を促進する、保護地域の保全や生物多様性の高い地域の持続可能でない開発を減らす対策が有効であるなどの指摘がされています。

4 市民意識

本計画の策定にあたり、市民の生物多様性に関する関心や取り組み状況を把握するため、様々な機会を捉えて、アンケート等による意識調査を実施しました。

内 容	実施期間
公式LINEアンケート（生物多様性）	令和4年5月18日～令和4年5月24日 令和4年12月7日～令和4年12月14日
総合計画市民アンケート	令和4年5月18日～令和4年6月13日
環境対策に関する市民アンケート	令和4年5月26日～令和4年6月13日
第4次環境基本計画 市民事業者との対話ワークショップ	令和5年2月17日

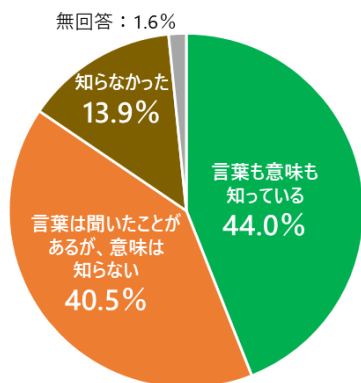
市民意識調査の結果概要

- 生物多様性という言葉は認知されているが、具体的な行動に結びついていない。
- 行政に求めることは、自然環境の保全に関すること。
（身近な自然の保全・再生、外来種の駆除、緑化の推進等）
- 市民が取り組みたいことは、日常生活の中で取り組めること。
（食事、買い物、緑化等）
- 市民が行政に求めつつ、自らも行いたいことは緑化に関すること。
（花や木、野菜を育てる）

■生物多様性という言葉は認知されているが、具体的な行動に結びついていない

生物多様性の認知度

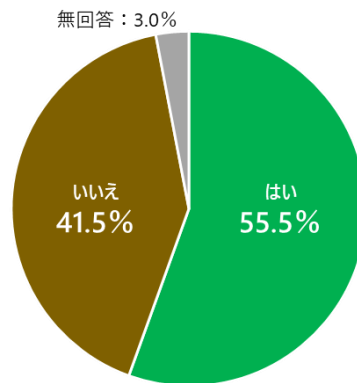
84.5%



環境対策に関する市民アンケート
（2022年度調査、N = 1,006）

暮らしの中で生物多様性に配慮した行動（※）をしている市民の割合

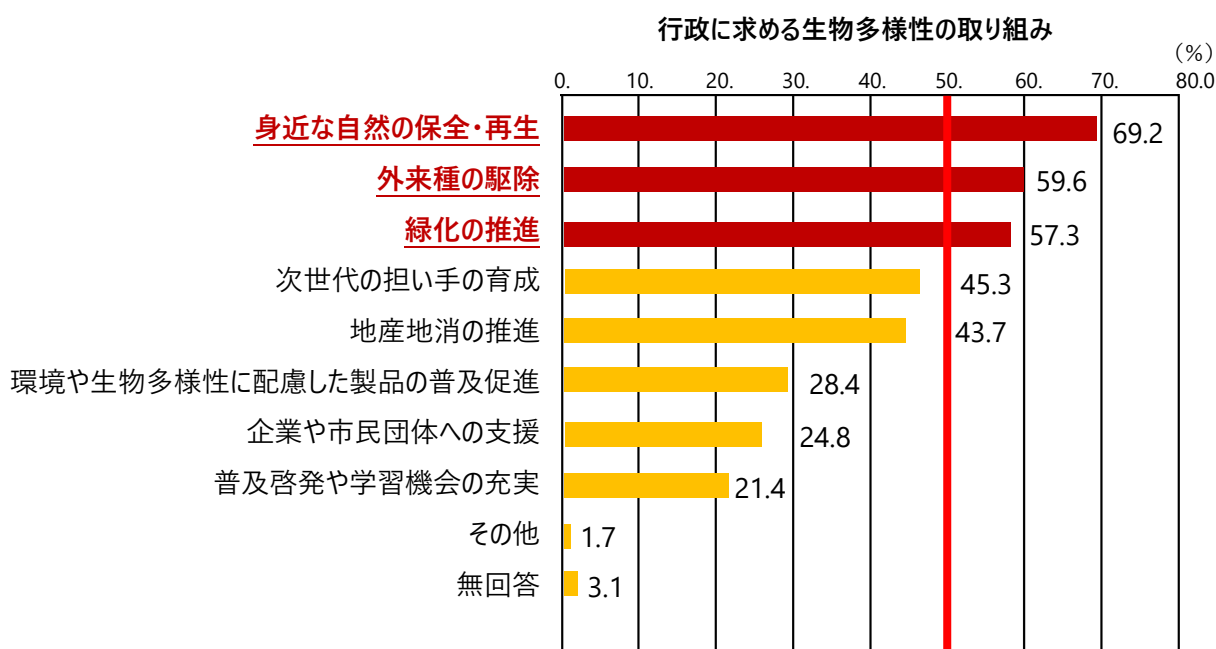
55.5%



※
・地元や旬のものを食べる
・環境に配慮した商品を買う
・自然について学ぶ・守る・育てる
など

総合計画市民アンケート
（2022年度調査、N = 1,377）

■生物多様性のために、市民が行政に求めることは自然環境の保全

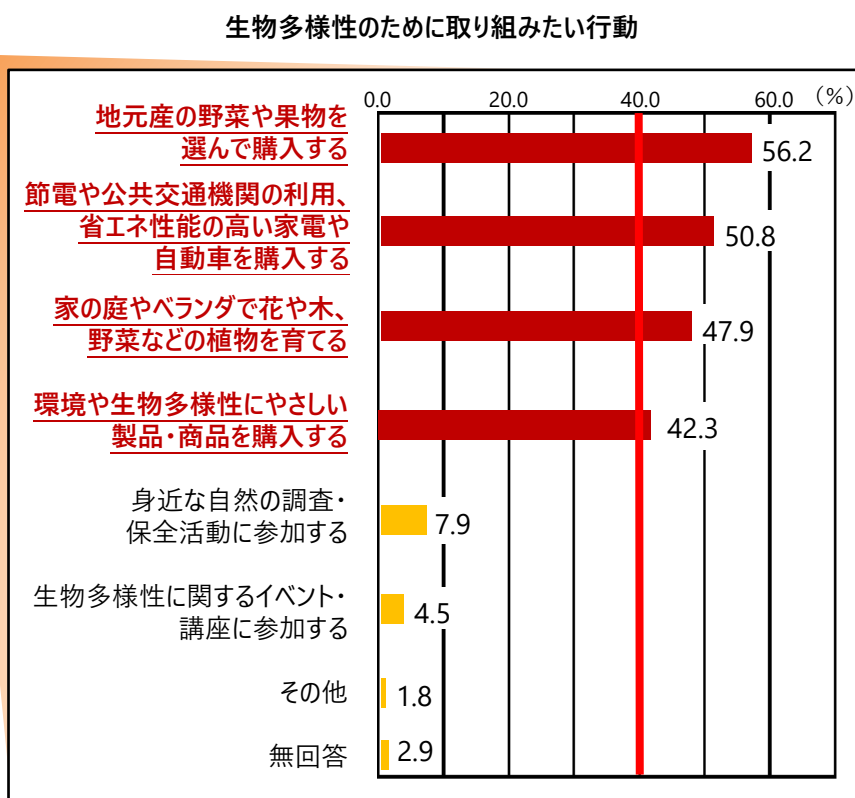


環境対策に関する市民アンケート（2022年度調査、N = 1,006）

■生物多様性のために、市民が取り組みたいことは、日常生活の中でできること

生物多様性に関する取り組みを行いたいと思う市民の割合

- 1 ぜひ取り組みたい → **83.5%**
- 2 内容によっては取り組みたい → 71.5%
- 3 あまり取り組みたくない → 10.5%
- 4 取り組みたくない → 3.7%
- 5 無回答 → 2.3%



環境対策に関する市民アンケート（2022年度調査、N = 1,006）

第4章 名古屋市におけるCOP10以降の取り組みの総括

2010年に愛知・名古屋において開催されたCOP10を契機に、2011年に設立した「なごや生物多様性センター」と「なごや生物多様性保全活動協議会」との両輪による様々な取り組みが進んだほか、多様な主体との協働による生物多様性に関する様々な取り組みが進みました。

本章では、本市における2011年度から2020年度までの生物多様性に関する取り組みを振り返ります。

1 身近な自然を保全・再生するための協働の取り組み

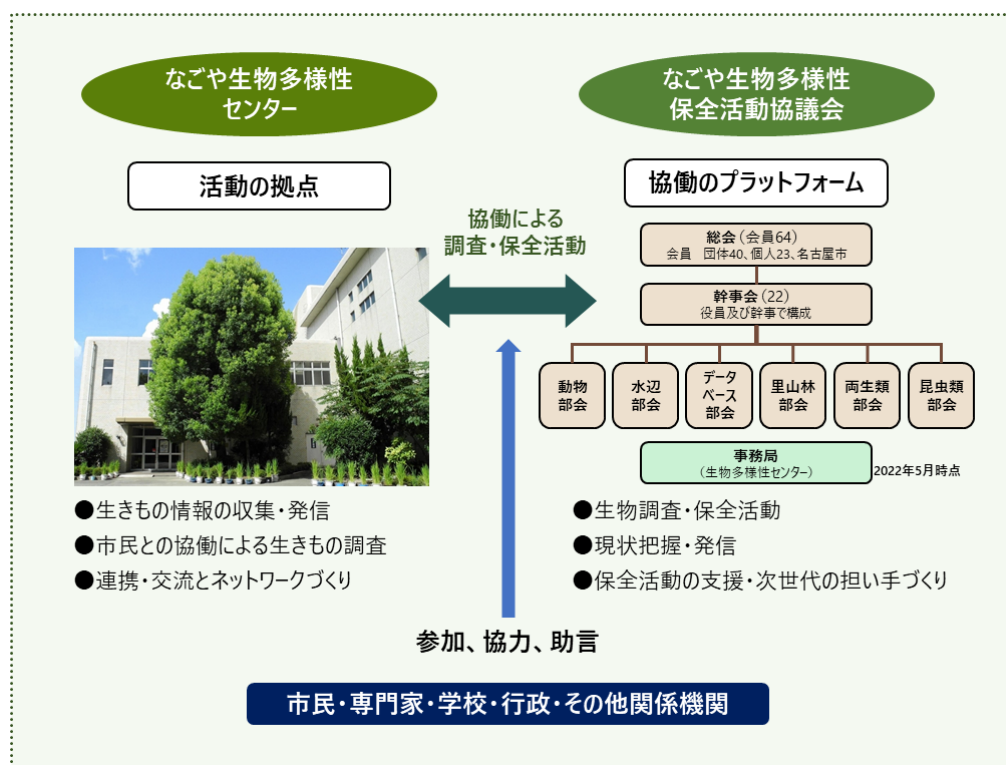
(1) 自然環境の保全・再生に関する拠点の設立

① なごや生物多様性センターの設立

COP10開催をきっかけに活性化した身近な自然を守り育てる活動を継続・発展させるため、市民協働による生物調査・保全活動を推進するとともに、なごやの生きもの情報を蓄積・発信し、次世代に継承することを目的に、2011年9月に「なごや生物多様性センター（以下、センター）」を設立しました。

② なごや生物多様性保全活動協議会（愛称：なごビオ）の設立

ため池の保全再生を目的に2008年10月に設立された「名古屋ため池生物多様性保全協議会」から、その対象範囲をため池に限らず他の生態系まで広げ、市民（団体）、専門家、行政による協働のプラットフォームとして、「なごや生物多様性保全活動協議会（以下、協議会）」が2011年5月に設立されました。



(2) 自然環境の保全・再生に関する主な取り組み

① 生きもの情報の収集と発信

【レッドリスト・レッドデータブックの作成】

絶滅のおそれのある野生生物に関する理解を深めていただくための基礎資料として、また、開発行為等の際に野生動植物への適切な配慮を促すことを目的として、名古屋市版レッドリスト・レッドデータブックを作成しています。最新のレッドリストは2020年に、レッドデータブックは2015年に公表しました。

【標本の作製と収蔵】

センターの設立以来、センターに集められた標本数は18,780点（2020年度末現在）に達し、本市の貴重な財産となっています。収蔵された標本は、なごやの生きものの実態を後世に伝えるとともに、センター内における展示、出張展示などによる情報発信や普及啓発に利用されています。

【機関誌「なごやの生物多様性」の発行】

なごやの生きものの在り様を科学的に正確に記録する場として、また、なごやの生物多様性の情報を広く共有することを目的に、機関誌「なごやの生物多様性」を発行しています。2014年の創刊以降、毎年発行を重ね、2021年3月発行の第8巻まで、原著論文12本、報告53本、記録35本など合計119本の論文を投稿いただき掲載しました。

【各種刊行物の発行】

センターと協議会の活動成果を発信及び普及啓発するための様々な刊行物を発行しています。

【啓発イベントの実施】

協議会事業として、小中学生を対象に、様々な講座を行う「なごや生物多様性サマースクール」を2012年から毎年開催するなど、様々な普及啓発を行っています。

【ウェブサイト「なごや生きものライブラリー」の開設】

センターに蓄積された多くの生きもの情報を広く発信するため、2020年3月に、「なごや生きものライブラリー」を開設しました。生きもの情報をフォトギャラリーやコラム等で紹介するほか、市民の皆様が目撃した生きものの写真を地図情報と連携して投稿する「なごや生きものマップ」などを設けています。

センターに収蔵されている標本の点数

分類群		点数
動物	哺乳類	700
	爬虫類	50
	両生類	30
	魚類	200
	昆虫類	4,300
	甲殻類	100
	クモ類	100
	貝類	300
植物	維管束植物	13,000
合計		18,780

※2020年度末現在(データベース未登録のものも含む)



機関紙
「なごやの生物多様性」

センターおよび協議会の刊行物

センター	・レッドデータブック ・機関誌 ・生きものシンフォニー ・なごやの外来種 など
協議会	・活動報告書 ・一斉調査報告書 ・なごや生物多様性ガイドブック ・ミシシippアカミガメ防除マニュアル ・なごやの園芸スイレン除去活動 など



②市民との協働による生きもの調査

【外来種の防除】

本市には数多くの外来種が生息・生育していますが、中には既存の生態系の脅威となるものも存在することから、それらの防除を行っています。

主な外来種防除の取り組み

アライグマ

センターにおいて、人間生活に影響が及ぶものについて防除を行っているほか、協議会において、貴重な両生類・爬虫類などが生息する緑地や湿地における捕獲を行っています。

クビアカツヤカミキリ

サクラ、ウメ、モモ、スモモなどの樹皮の内側に寄生して衰弱・枯死させてしまうクビアカツヤカミキリの幼虫による被害情報をセンターに集約し、現地調査や幼虫の掘り取り等の防除を行っています。

ミシシippアカミミガメ

協議会部会員により考案された浮島型罟は、環境省の「アカミミガメ防除の手引き」で先駆的な事例として紹介されました。現在では罟が日本各地で利用されるなど、全国的なモデルとなっています。

オオキンケイギク

春になると堤防や幹線道路の路肩を黄色い花で埋め尽くすオオキンケイギクについて、市民参加による啓発を兼ねた抜き取り会を行っています。

【なごや生きもの一斉調査の実施】

身近な自然や生きものに親しみや関心を持っていただく契機とするとともに、調査結果をなごやの生きもの基礎資料として活用するため、2011年度から毎年度1回、対象種を決め、市内各所で市民による一斉調査を行っています。2020年度までに貝類、アリ、バッタ等の調査を10回行い、延べ3,700人以上が参加しました。市内未確認の生物種が発見されることもあり、名古屋の生態系の解明にも寄与しています。

実施年月	調査対象	調査地点 (か所)	参加人数 (人)
2012年1月	野鳥	45	600
2012年10月	陸貝	33	465
2013年6月	オオキンケイギク	30	214
2014年7月	甲殻類	20	460
2015年10月	カマキリ	96	503
2016年8月	セミの抜け殻	37	357
2017年9月	淡水貝	61	219
2018年8～9月	アリ	37	166
2019年11月	ひつつきむし	43	227
2020年10月	バッタ	41	506

【池干しの実施】

生態系の保全や啓発を目的に、2011年度から2020年度までに市内13か所において、延べ3,100人以上の市民参加による池干しを実施しました。池の水位を下げて調査を行うことで、見つけにくい生きものまで詳細に確認ができる池干しは、外来種の防除、水質改善など環境改善として有効な手段となっています。



池干しの様子

③連携・交流とネットワークづくり

【なごや生物多様性センターまつり／生物多様性ユースひろばの開催】

センターの敷地を活かし、センターや協議会に関わりのある保全団体や研究・教育機関、中学・高校の生物部等が集結し、ブース出展やステージ発表等を通して、生きものの魅力や自然環境を守ることの大切さを伝えるとともに、出展者同士が交流できる場を提供するイベントとして、2014年度から（ユースひろばは2015年度から）毎年開催しています。



センターまつりの様子

【様々な活動の支援】

協議会において、会員や地域団体、学校等が行う保全活動に対し、各種の活動支援を行っています。

活動支援事業	協議会会員が行う保全活動に対する調査機材の貸し出しや、講師等の派遣、会場借上げ費用の助成を行っているほか、会員以外の地域団体の活動に対する調査機材の貸し出しなども行っています。
助成金制度	学校の部活動等の保全活動に助成金を交付し、次世代の担い手づくりを支援しています。

なごや生物多様性保全活動協議会の部会活動

協議会では、設立以来、その時々課題に応じて様々な部会を立ち上げ、調査や事業を行ってきました。2022年5月現在、6つの部会において様々な活動が行われています。

動物調査と保全対策部会

- ニホンイシガメの保全
- カメ類の調査と外来カメの防除
- 哺乳類の調査と外来哺乳類の防除
- コウモリ類の調査と保全
- 哺乳類等の分析と標本作製

里山林・社寺林部会

- 植物相植生調査・巨樹調査
- 希少種の生育環境調査
- 現地管理者・保全団体等との情報交換会
- 里山生態系の再生・回復調査

水辺の生きもの部会

- 池干しモニタリング調査
- なごやの希少種対策
- 外来種対策及び普及啓発
- 川の生きもの調査と次世代育成

両生類部会

- 両生類の生息調査
- 遺伝子分析による調査
- 生息域内外での保全活動
- 外来カエル・ザリガニの防除

生物情報モニタリングデータベース部会

- 生物情報の収集・登録・発信
- 写真等のデータベース化
- ドローンによる空撮調査

昆虫類部会

- 定点調査
- 採集・観察会
- 標本資料の作成と整理

2 協働による環境教育・普及啓発

様々な主体、分野、世代の人たちと協働により、生物多様性の保全や持続可能な利用に向けた環境教育や普及啓発の取り組みが進められています。

（１）なごや環境大学による取り組み

なごや環境大学は、愛・地球博（愛知万博）が行われた2005年に開学し、市民・市民団体、企業、教育機関、行政が協働で運営する、日本国内でもユニークな学び合いのネットワークです。様々な分野、立場の人が講師となり、開学以来、これまでに2,200回以上の講座・ゼミナール等が開催され、27万人以上が参加しました。

生物多様性の分野においても、毎年様々な講座が開催されているほか、講座を発展させたゼミナールというかたちで、有志のグループが街中の身近な自然や外来種の調査・研究などを行っています。



里山での自然体験の様子

（２）環境デーなごやの開催

「環境デーなごや」は、2000年以降、毎年開催している名古屋市最大級の環境イベントです。毎年6月を中心に行われる地域行事では、市内各所で市民団体等が講師となり、子どもを対象とした「身近な自然体験会」等を実施しています。また、毎年9月に久屋大通公園で行われる中央行事では、市民団体、学校、企業などにより、生物多様性の取り組みを発信するブース出展やステージ発表が行われています（2020年度はオンライン開催）。COP10の開催を契機に生物多様性の保全に係る情報発信も積極的に行っています。



身近な自然体験会

（３）フェアトレードタウンとしての取り組み

名古屋市をフェアトレードタウンにしようとする市民運動がCOP10以降に活発化し、2015年に日本で2番目のフェアトレードタウンに認定されました。「地球とのフェアトレード」を合言葉に、途上国とのフェアトレードだけでなく、生物多様性をはじめとする自然環境に対しても、また、地産地消・地域活性化など地域に対してもフェアであることを目指し、フェアトレードを推進しています。

市民団体はもとより、学生がフェアトレード推進の大きな原動力となっており、学生グループが地域や企業と協働でフェアトレードの商品開発や普及活動などを行っています。



フェアトレードタウンなごや
認定式の様子



フェアトレードタウンなごやロゴマーク

（４）藤前干潟における環境教育の実施

2002年にラムサール条約登録湿地となった藤前干潟は、国内有数の渡り鳥の飛来地であると同時に、1999年のごみ非常事態宣言を契機とするなごやの環境行政の転換点を象徴する場所です。この干潟の重要性を伝えるため、毎年、環境省やNPOなどとの協働により、「藤前干潟ふれあい事業」を実施し、干潟体験や講演会などを通年で実施しています。また、オーストラリア・ジロング市と湿地提携を結び、2年に1度中学生を派遣しています（2020年度の派遣はオンラインにより実施）。



藤前干潟ふれあい事業の様子

（５）東山動植物園による環境教育プログラムの実施

「東山動植物園環境教育基本計画」に基づき、教育機関を対象に生態系に関する問題を中心に、生きた動植物を素材として動物の体のしくみを学ぶコースや植物と環境について学ぶコースなど、その出会いから始まるさまざまなプログラムを実施しています。



環境教育プログラムの様子

（６）市民モニターによる河川・ため池・湧き水の調査

市内の河川やため池、湧き水の調査を市民モニターとともに、「水のにごり（透視度）」など「親しみやすい指標」についての水質環境目標値モニタリングを市内35地点で、湧き水の水量や水質などについての湧き水モニタリングを市内10地点で実施しています。



市民モニターによる調査の様子

3 緑のまちづくり

（１）都市における緑の確保

本市は日本ではじめて、2008年に一定規模以上の敷地を有する建築物の新築や増築を行う場合に、定められた面積以上の緑化を義務付ける「緑化地域制度」を施行しました。2020年度までに延べ536.7haの緑が確保され、都市の生活環境改善に貢献しています。また、民有地の優良な緑化事例を顕彰・PRする制度により民有地の緑化を促進しています。



第3回なごやグッドグリーン賞入賞
(愛知学院大学)

（２）なごやの森づくり

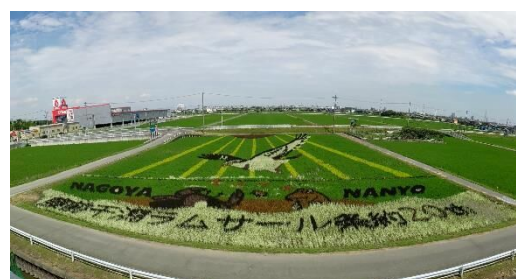
市内の樹林地や湿地において、市民協働により里山環境の保全・育成や、自然とのふれあいを推進するなど、次世代に引き継ぐ「なごやの森」を育てています。本市の南西部に位置する戸田川緑地では、2000年度から市民・事業者・行政のパートナーシップにより、苗木を植え、豊かな森を育てる「西の森づくり」を推進しています。



西の森づくりによって形成された樹林地

（３）農地の保全や「農」に親しむ機会の創出

農地の保全とあわせて、市民農園や田んぼアート、農業公園などを通して、市民が農に親しむ機会を創出しています。

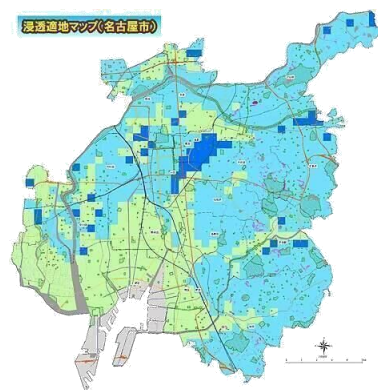


田んぼアート

4 健全な水循環の保全と再生

(1) 雨水浸透ます、透水性舗装の整備

公共施設の駐車場、公営住宅の敷地内、道路、公園などにおいて、雨水浸透ます、透水性舗装の整備を行っています。また、市内のどのあたりが雨水浸透に適しているかの目安を示した「浸透適地マップ」を市公式ウェブサイト上で公開し、雨水浸透ます等の普及促進をはかっています。



浸透適地マップ（名古屋市）

(2) 多自然川づくりの推進

治水安全度を高める改修をしていく中で、河川における自然の営みを視野に入れ、魚類や水生生物等に配慮した整備を市内 6 河川において行いました。

【一級河川：堀川、香流川、野添川 二級河川：山崎川、戸田川、扇川】



山崎川

(3) 地下水や湧き水に関する取り組み

堀川において、水質改善のための水源として地下水の利用を進めています。また、自然の湧き水が残る山崎川をフィールドとして水循環機能の回復を目に見えるかたちで展開するモデル事業に着手したほか、鶴舞中央図書館に整備した湧き水見学施設（愛称：つるのめぐみ）や猪高緑地において水循環に関する啓発事業を行いました。



地下水の利用（堀川上流）



つるのめぐみ

5 名古屋とつながる上流域との連携

(1) 平成の名古屋市民の森づくりの取り組み

2018年6月に完成公開した名古屋城の本丸御殿の復元には、木曽川上流の木曽ヒノキなどの木材が使われていることから、上流の豊かな自然環境を将来に残せるよう、また、下流の名古屋市民が森の役割や大切さを理解するため、名古屋市民と上流域の人たちによる植樹を実施しました。2008年度から岐阜県中津川市加子母で、2009年度から長野県木曽郡木曽町で植樹を実施し、2017年度に目標本数1万本を達成しました。本丸御殿・完成公開後の現在は、育樹作業や森についての学習を中心に実施しています。



平成の名古屋市民の森づくり

(2) 木曽三川流域との連携

COP10を契機に、2011年に木曽三川流域の自治体により、木曽三川流域自治体連携会議を設立しました。市町村長等が他の流域自治体を直接訪問し意見交換等を行うサミットや、上中流域の生産者と下流域の仕入れ企業との商談会、流域住民が水源地を訪れて植樹などの水源地を保全する事業などを行っています。



木曽三川流域自治体サミット（基調講演の様子）

6 自治体間の連携・交流

(1) 生物多様性自治体ネットワーク

COP10を契機に、2011年に設立され、自治体が相互に連携を図り、生物多様性に関する取り組みや成果について情報共有及び発信を行うとともに、他のセクターとの連携・協働により取り組みの向上を図り、自然と共生する社会の実現につなげていくことを目的としています。185の自治体（2021年3月時点）が加盟しており、本市は2020年1月から代表都市を務めています。2020年度までに、毎年、生物多様性の普及啓発を目的としたフォーラムの開催や、国際生物多様性の日の一斉PRなどを行いました。



生物多様性 自治体ネットワーク

生物多様性自治体ネットワークロゴマーク

(2) ラムサール条約登録湿地関係市町村会議

ラムサール条約に登録されている湿地等の適正な管理に関し、関係市町村間の情報交換及び協力を推進することによって、地域レベルの湿地保全活動を促進することを目的として設立され、70自治体（2020年12月現在）が参加しています。毎年、事務レベルでの情報交換や研修等を行う主管者会議のほか、3年に1回、首長による市町村長会議が開催されています。本市も藤前干潟がラムサール条約登録湿地であることから会議に参画しており、様々な自治体との情報共有等をはかっています。



ラムサール条約登録湿地関係市町村会議

(3) 湿地サミット

湿地サミットは、いかに湿地を保護し、保存していくかをテーマに名古屋市を含む愛知県内14自治体と各地の湿地保全団体が参加する情報交流会です。毎年度、持ち回りで自治体が事務局を務め開催しています。2019年には名古屋市で開催され、多くの湿地保全団体の方々が参加し、守山区の八竜緑地や蛭池の見学や保全の議論等が行われました。



湿地サミット

(2019年名古屋市で開催の様子)

参 考

第3次名古屋市環境基本計画の振り返り（計画期間：2011～2020年度）

2021年9月に策定した第4次名古屋市環境基本計画では、前計画の第3次名古屋市環境基本計画における指標の達成状況が示されました。

●自然共生都市

指 標 項 目	2010年度 当初値	2019年度 実績値	2020年度 目標値
取組方針8「土・水・緑の保全と創出を推進します」			
緑被率（市全域）	23.3%	22.0% (2015年度)	27%
市民1人当たりの都市公園等の面積	9.4m ²	9.6m ²	10m ²
身近に自然や農とふれあうことができる場所があると思う市民の割合	38.3%	41.3%	50%
自然環境を守る活動に取り組んでいる市民の割合	5.3%	3.9% (2018年度)	15%
取組方針9「健全な水循環の保全と再生を推進します」			
雨水の浸透・貯留率	14% (2001年)	15.5% (2012年)	18%
雨水の蒸発散率	24% (2001年)	23.3% (2012年)	25%
雨水の直接流出率	62% (2001年)	61.2% (2012年)	57%

●課題

- 宅地開発や農地の宅地転用等のため、緑被率は減少しています。樹林地の保全や民有地緑化など、緑の保全と創出の取り組みを市民や事業者とのパートナーシップで進めるとともに、緑が持つ多様な機能を最大限引き出していくことが必要です。加えて、農地においては、生産緑地法などの法改正にも対応し、都市農地の保全・活用に向けたさらなる取り組みを推進していく必要があります。
- 自然環境を守る活動に取り組んでいる市民の割合が低迷していることや活動参加者の固定化がすすんでいることから、新たな担い手の創出を進める必要があります。また、都心部においても生態系の回復をはかり、生態系ネットワークの形成に繋げていく必要があります。
- 健全な水循環の保全と再生にあたっては、引き続き、緑の保全・創出や雨水の貯留・浸透機能の確保、水資源の有効活用に取り組む必要があります。水資源の有効活用を進めるにあたっては、湧水などの地下水の活用に向けた取り組みについても進めていく必要があります。

あいち・なごやにおけるCOP10以降の振り返り

2010年のCOP10開催地となった、愛知県と名古屋市では、多様な主体とともに、COP10以降の取り組みの振り返りを行いました。

●あいち・なごや生物多様性EXPO

2020年1月、愛知県と名古屋市は、「あいち・なごや生物多様性EXPO」において、COP10以降の取り組みを総括する分科会、パネルディスカッションを行い、参加者の総意として、今後に向けた「生物多様性2020あいち・なごや宣言」を採択しました。

「生物多様性2020あいち・なごや宣言」（今後の課題部分の一部抜粋）

【生物多様性の現状把握】

生物多様性保全のためには、何よりも生物多様性に関する検証可能な情報の蓄積と調査研究が必要。

【生態系の保全・再生】

より一層、生態系保全の取組や様々な社会・経済活動への導入を拡大していくことが必要。

【生態系サービスの持続可能な利用】

生態系サービスの持続可能な利用のための取組を一層拡大していくとともに、私たち一人ひとりが生態系サービスの価値を高める行動を実施していくことが重要。

【多様な主体の連携】

地域・世代・分野を越えた連携をさらに進め、社会変革にもつながるシナジー（相乗効果）を生み出していくことが重要。

●あいち・なごや生物多様性ベストプラクティス

愛知県と名古屋市は、COP10以降に愛知県内で行われた生物多様性の取り組みについて、特に優れた事例を「ベストプラクティス」、優れた事例を「グッドプラクティス」として選定し、優良事例集として2020年10月に取りまとめました。



選定委員会委員長講評（一部抜粋）

ベストプラクティスの選定にあたっては、自分の団体だけではなく、他の活動団体や住民とつながりを持ち活動の輪を広げているか、新しい仕組みを作り出しているか、環境以外の他分野の課題解決にも貢献しているかなどの点について特に評価し、選定しました。

現在、世界では愛知目標の次の世界目標が検討されており、中国昆明市で開催予定のCOP15において採択が見込まれています。その中の議論においては、希少動植物種の保護・増殖といった従来型の手法に加え、様々な社会課題を解決しなければ生物多様性の損失には対応できないとの危機感が示され、社会変革の必要性が強く意識されています。

事例集公開ウェブページ <https://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000123561.html>

7 これまでの振り返り（生物多様性2050なごや戦略の体系に基づく）

本市における2011年度から2020年度までの生物多様性に関する取り組みについて、これまでの成果と課題を生物多様性2050なごや戦略の体系に基づき整理しました。

戦略1	自然に支えられた健康なまちの創造	方針1 生きもののすめる場所を拡大していきます ① 樹林・農地など、まとまりのある生息・生育地を保全していきます ② 生息・生育地を、身近な場所に広げます ③ 新しいまちづくりで、生息・生育地のまとまりを拡大します 方針2 自然の質を向上します ① 正確な自然環境の情報を収集・蓄積・共有します ② 風土にあった動植物相を回復します 方針3 土・水・緑のネットワークづくりをすすめます ① 名古屋市をつらぬく土・水・緑の回廊をつくります ② 地域ごとに「生きものの散歩道」を確保します ③ 周辺地域とつながるネットワークを再生します
戦略2	環境負荷の少ない暮らし・ビジネスの創造	方針1 自然を活かした快適な省エネライフを実現します ① 自然を活かして、暮らしのエネルギー消費を削減します 方針2 新たなビジネスモデルを創造します ① 新しい産業を創出します ② 企業の社会的責任として生物多様性保全を促進します 方針3 賢い商品選択と流域圏の連携を強めます ① 商品の生物多様性への配慮が見える化します ② 生物多様性に配慮した商品の利用を広げます ③ 伊勢湾流域圏の連携を促進します
戦略3	自然とともに生きる文化の創造	方針1 短期目線から長期目線へ転換します ① 次世代に残すなごやを考えます 方針2 新しい担い手づくりをすすめます ① 子どもも大人も学べる場をつくります ② 伝統の知恵を現代に活かします 方針3 地域の自然を活かしたコミュニティづくりをすすめます ① 地域の自然を地域の自慢にします
戦略4	まもり・育て・活かすしくみづくり	方針1 生物多様性を活かす社会システムづくりをすすめます ① 行政施策を統合的に推進します ② 生態系サービス（自然の恵み）が見える化します ③ 生態系サービスの価値を社会に反映するしくみをつくります 方針2 自然共生まちづくりの拠点となる「情報交流ネットワーク」づくりをすすめます ① 情報拠点の役割を果たします ② 交流拠点の役割を果たします ③ 多様な主体の連携で拠点を支えます

これまでの成果

- 市民協働により、郊外を中心に身近な生きものの調査・保全活動が進んだ。
- 多くの生きものの情報や標本がなごや生物多様性センターに集積された。
- アライグマ等の外来種の防除体制が確立され、一定の抑制をはかることができた。
- 緑化地域制度やなごやの森づくりを通して、新たな緑の創出がはかられた。
- 市民農園事業等を通して、農地の保全や農に親しむ機会の創出が行われた。
- 雨水浸透ますの設置や湧水を活用した啓発等により、健全な水循環の保全と再生がはかられた。

課題

- まちなか及び郊外における生態系の回復の促進
- なごや生物多様性センターに集積された生きものの情報・標本の有効活用
- 緑の保全に向けたさらなる取り組み
- 緑や水が持つ多様な機能を積極的に引き出す取り組み

これまでの成果

- 名古屋市がフェアトレードタウンに認定され、多様な主体・世代による、環境や社会に配慮した消費行動（エシカル消費）に対する機運が高まった。
- 名古屋と関係が深い上流域において、名古屋市民による植樹活動、体験学習などの取り組みが進んだ。

課題

- 市民の具体的な行動のさらなる促進
- 事業活動における生物多様性への配慮の働きかけ
- 上流域との交流を持続可能な地域づくりにつなげていくための取り組み

これまでの成果

- なごや生物多様性センター、なごや環境大学、環境デーなごや、藤前干潟、東山動植物園など、様々な機会を通し、多様な主体との協働による生物多様性の環境教育・普及啓発が進んだ。

課題

- 生物多様性の大切さを伝え、行動を促す機会の拡大
- ユース世代への働きかけ、さらなる参画促進

これまでの成果

- なごや生物多様性センターが拠点となり、多くの市民活動団体や個人間で情報交流、連携が進んだ。
- なごや生物多様性保全活動協議会により、会員や地域団体等に対する各種の活動支援が行われた。
- 多くの生きものの情報や標本がなごや生物多様性センターに集積された。【再掲】

課題

- なごや生物多様性センターのさらなる機能強化（広く市民に利用されるための方策、企業・学校・地域・関係機関等との連携強化、集積された生きものの情報・標本の有効活用【再掲】等）
- なごや生物多様性保全活動協議会に関わる人の拡大、関係機関等とのさらなる交流・連携強化
- 保全活動等を担う人の高齢化や担い手不足への対応、持続可能な保全活動の仕組みづくり

第5章 重点方針

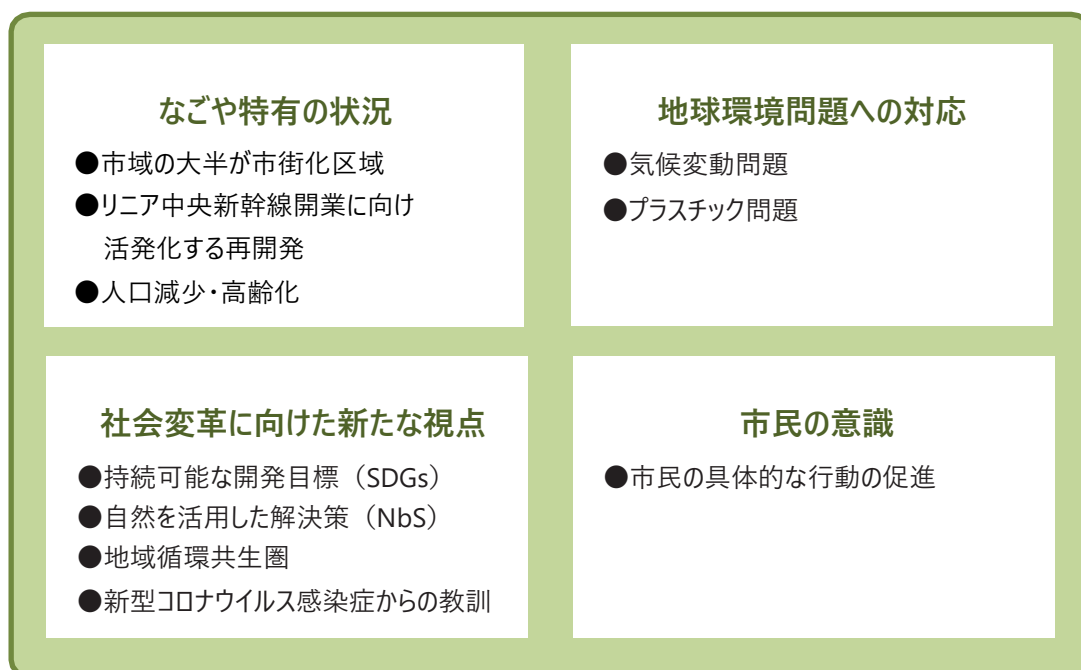
2030年までの重点方針

これまでの課題を踏まえつつ、本市特有の状況と社会の要請を今後の重点的・優先的な視点として考慮し、ネイチャーポジティブの実現に向けた「2030年までの重点方針」を以下のとおり設定しました。

これまでの課題

×

重点的・優先的な視点



重点的・優先的に取り組むべき事柄

2030年までの重点方針

- 重点方針 1 生物多様性に配慮したまちづくりの推進
- 重点方針 2 社会変革につながる取り組みの促進
- 重点方針 3 自然と共生する人づくり
- 重点方針 4 生物多様性保全の拠点・ネットワークの強化

生物多様性2050なごや戦略 における体系	生物多様性なごや戦略実行計画2030（本計画）	
	2030年までの重点方針	2030年までのロードマップ（項目）
戦略 1 自然に支えられた 健康なまちの創造 1 生きもののすめる場所を拡大していきます 2 自然の質を向上します 3 土・水・緑のネットワークづくりをすすめます	重点方針 1 生物多様性に配慮した まちづくりの推進	① 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の認定促進と保全 ② 身近な生きものに関する生息・生育状況の把握 ③ まちづくりに活かすための生きもの情報の提供 ④ 外来種対策の推進 ⑤ 生物多様性に配慮した緑化の推進 ⑥ 緑の保全・創出 ⑦ 都市農地の保全 ⑧ 生きものにもやさしい魅力ある水辺空間の創出 ⑨ 藤前干潟の保全
戦略 2 環境負荷の少ない 暮らし・ビジネスの創造 1 自然を活かした快適な省エネライフを実現します 2 新たなビジネスモデルを創造します 3 賢い商品選択と流域圏の連携を強めます	重点方針 2 社会変革につながる 取り組みの促進	① グリーンインフラの取り組みの推進 ② 環境や社会に配慮した製品・サービスの普及促進 ③ 健全なプラスチック利用 ④ 食品ロス削減の推進 ⑤ 地域循環共生圏（ローカルSDGs）の形成 ⑥ 生物多様性に配慮した事業活動の促進
戦略 3 自然とともに生きる 文化の創造 1 短期目線から長期目線へ転換します 2 新しい担い手づくりをすすめます 3 地域の自然を活かしたコミュニティづくりをすすめます	重点方針 3 自然と共生する人づくり	① 日常生活を通じた生物多様性の行動促進 ② 藤前干潟を通じた人づくり ③ なごや環境大学における人づくり・人の輪づくり ④ なごや生物多様性センターにおける人づくり ⑤ 環境学習センター（エコパルなごや）における環境学習の推進 ⑥ 学校教育における生物多様性の学習支援 ⑦ 自然と親しむ機会の提供
戦略 4 まもり・育て・活かす しくみづくり 1 生物多様性を活かす社会システムづくりをすすめます 2 自然共生まちづくりの拠点となる「情報交流ネットワーク」づくりをすすめます	重点方針 4 生物多様性保全の拠点・ ネットワークの強化	① なごや生物多様性センターの拠点機能の強化 ② 調査・保全活動に関わる人の拡大と連携強化 ③ 地域の保全活動を持続可能なかたちで進めるための仕組みづくり ④ 自治体連携の推進

重点方針 1 生物多様性に配慮したまちづくりの推進

(1) 2030年までの方向性

市街化区域が93%というなごや特有の状況を考慮し、都市ならではの生物多様性に配慮したまちづくりを推進していきます。

昆明・モントリオール生物多様性枠組の中心的な目標である30by30目標では、これまでの保護地域に加え、公園や企業緑地などの保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）が重視されており、本市においても市内に残された貴重な自然の状況を把握し、保全していくための取り組みを進めていきます。

また、生きものの生息・生育環境となる緑、農地、藤前干潟の保全等を行うほか、再開発が活発化する都心部などにおける生物多様性に配慮した緑化や、生態系にも配慮した水辺空間の創出を進め、生態系ネットワークを形成するとともに、まちの魅力向上につなげていきます。

(2) パートナースhipで進めるための役割分担（主体別）

市 民	・身近な自然の調査・保全活動等への参画
	・自宅等での緑の維持・創出や生物多様性に配慮した緑化の実施
	・市民農園等の利用
市 民 団 体	・身近な自然の調査・保全活動等の実施
	・侵略的外来種の積極的な防除の実施
	・緑や水辺の保全・創出活動の実施
事 業 者	・事業者等が所有・管理する場所における自然共生サイトの認定申請と保全の実施
	・生物多様性に配慮した緑化や水辺の創出
	・開発時における生物多様性への配慮の実施
	・身近な自然の調査・保全活動等への参画や支援
教 育 機 関	・身近な自然を活用した学習の展開
	・外来種の学習、地域で実施する外来種対策への協力
	・施設内における生物多様性に配慮した緑化や水辺の創出

(3) 進捗管理のための指標と目標値

指 標	現状値 (2021 年度)	目標値 (2030 年度)
市内における自然共生サイト認定数（累計）	— (2023 年度より制度開始)	5 か所以上
都心の生きものの復活事業の実施か所数（累計）	5 か所	20 か所以上
新たに確保された緑の面積（累計）	31ha	400ha (2021 年度からの 10 か年)

(4) 2030年までのロードマップ

①保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の認定促進と保全

昆明・モントリオール生物多様性枠組で示された30by30目標の達成に向けては、公園や企業緑地などの保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）を保全することが重要な鍵とされており、日本では、環境省が「自然共生サイト」というかたちで認定を行うこととしています。本市においても、市内各所の貴重な自然が自然共生サイトとして認定され、保全されていくように取り組みを進めていきます。

内 容	前 期 (2023・2024 年度)	中 期 (2025～2027 年度)	後 期 (2028～2030 年度)
生態系に重要な場所等の 可視化と調査・保全活動 の促進 新規	生態系に重要な 場所や自然共 生サイトの申請 対象となり得る 場所の把握、リ スト化・地図化	生態系に重要な場所や自然共生サイト の申請対象となり得る場所の地図等の 公開 生態系に重要な場所や自然共生サイト に認定された場所における重点的な調 査・保全活動の促進	
【環境局】			
市が所有・管理する場所の自 然共生サイトの申請・認定 新規	自然共生サイトの申請・認定		
	自然共生サイトとして認定された場所の保全		
	継続的なモニタリング体制の検討・構築		
【環境局、関係局】			
事業者等が所有・管理す る場所の自然共生サイトの 申請・認定促進 新規	生態系に重要な 場所や自然共 生サイトの申請 対象となり得る 場所の把握	自然共生サイトの申請・認定の促進 自然共生サイトとして認定された場所の 保全の促進	
【環境局】			

②身近な生きものに関する生息・生育状況の把握

名古屋市版レッドリストによる絶滅危惧種等の把握に加え、身近な生きものについて、市内主要地点で定点・定時調査を行うほか、市内に生息する全ての生きものの一覧に代表的な生きものの解説を加えたグリーンデータブックを作成する等、本市の自然の状態をより広範に把握していきます。

内 容	前 期 (2023・2024 年度)	中 期 (2025～2027 年度)	後 期 (2028～2030 年度)
名古屋市版レッドリスト・ レッドデータブックの作成 【環境局】	実態調査、リスト・ ブックの作成・公表		実態調査、リストの改訂
	絶滅危惧種の効果的な保全方法の検討・実施		
名古屋市版 グリーンデータブックの作成 新規 【環境局】	調査方法等の 検討	実態調査、ブック の作成・公表	
身近な生きものの定点・定 時調査の実施 新規 【環境局】	調査方法等の 検討	調査の実施	
		調査に基づく劣化場所の把握、 劣化場所の保全・再生	
なごや生きものの一斉調査の 実施 【環境局】	なごや生きものの一斉調査の実施		
河川・ため池における生物調 査の実施 【環境局】	定期的な実態調査の実施		

③まちづくりに活かすための生きものの情報の提供

希少種をはじめとする生きものや自然の情報について、開発事業者等が利用しやすい内容や方法により提供することで、まちづくりにおける生物多様性への配慮を促していきます。

内 容	前 期 (2023・2024 年度)	中 期 (2025～2027 年度)	後 期 (2028～2030 年度)
まちづくりに活かすための生 きもの情報の提供 新規	開発事業者等が 利用しやすい情 報の内容・提供 方法等の検討	開発事業者等に対する適切な情報提供	
	愛知県の条例に基づく大規模行為届出制度、 あいちミティゲーションとの情報共有・連携		
	【環境局、関係局】		

④外来種対策の推進

生態系や人間生活、農林水産業などに幅広く悪影響を及ぼす外来種について、生物多様性の保全や市民の安全・安心の観点から、国や県と連携し、様々な主体との協働により防除・普及啓発等の対策を実施します。

内 容	前 期 (2023・2024 年度)	中 期 (2025～2027 年度)	後 期 (2028～2030 年度)
緊急に対応する必要がある外来種対策の実施	ヒアリなど、まん延した場合には著しく重大な影響を与えるおそれがある特定外来生物について、国や県との情報共有及び連携した対策の実施		
【環境局、関係局】			
定着した外来種対策の実施	既存の生態系に被害を及ぼす特定外来生物をはじめとする生物の防除・普及啓発		
【環境局、関係局】			

⑤生物多様性に配慮した緑化の推進

オフィスビル管理者等の事業者や地域等との協働による生物多様性緑化を進め、生態系の回復と生物多様性の普及をはかる「都心の生きもの復活事業」や本市の緑化制度などを通じて、生物多様性に配慮した緑化を推進していきます。

内 容	前 期 (2023・2024 年度)	中 期 (2025～2027 年度)	後 期 (2028～2030 年度)
都心の生きもの復活事業 の推進 【環境局、関係局】	オフィスビルや地域等での生物多様性に配慮した緑化の促進 「なごやのまちなか生物多様性緑化ガイドライン」等の活用による普及啓発 表彰・認証制度の検討 表彰・認証制度の実施 地域性種苗の普及促進に向けた情報収集・検討、機運醸成		
市の緑化制度を通した、生物多様性に配慮した緑化への誘導 新規	実施方法等の検討	市の緑化制度を通した、民有地等における生物多様性に配慮した緑化への誘導	
【環境局、緑政土木局】			
市施設における生物多様性に配慮した緑化の推進 新規	実施可能な場所や方法の検討	市施設における生物多様性に配慮した緑化の推進	
【環境局、緑政土木局、関係局】			

⑥緑の保全・創出

生きものの生息・生育環境をはじめ、良好なまちなみの形成、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収源、ヒートアイランド現象の緩和、雨水流出抑制などの多様な機能を持つ緑の保全と創出に努めています。

内 容	前 期 (2023・2024 年度)	中 期 (2025～2027 年度)	後 期 (2028～2030 年度)
風致地区による保全 【住宅都市局、緑政土木局】	建築規制等により保全		
保存樹・保存樹木・保存樹林等の指定・継続 【緑政土木局】	指定により環境の維持・向上		
市民緑地制度（契約・認定）による保全・創出 【緑政土木局】	樹林地の保全等により良好な都市環境を確保		
特別緑地保全地区制度による保全 【住宅都市局、緑政土木局】	建築行為など一定の行為の制限による保全や維持管理助成の実施		
緑化地域制度等の運用 【緑政土木局】	緑化地域制度等による建築物への一定規模の緑化の義務付け		
民有地緑化への助成 【緑政土木局】	助成の実施		
都市計画公園緑地内の樹林地保全 【緑政土木局】	オアシスの森づくり事業の推進		
協働による樹林地等の保全 【緑政土木局】	緑のまちづくり活動団体への支援等		
なごやの森づくり 【緑政土木局】	東山の森、西の森づくりの実施		

⑦都市農地の保全

農地は米や野菜などの生産の場としての機能を果たすだけでなく、生きものの生息・生育環境、雨水流出抑制や景観の維持など、様々な機能を持つことから、都市農地の保全に努めていきます。

内 容	前 期 (2023・2024 年度)	中 期 (2025～2027 年度)	後 期 (2028～2030 年度)
生産緑地地区の指定・継続 【緑政土木局、住宅都市局】	地区指定・継続		
特定生産緑地への適切な 移行の推進 【緑政土木局】	移行の推進		
チャレンジファーマーカレッジ 事業の実施 【緑政土木局】	事業の実施		
農地バンク制度の運用 【緑政土木局】	制度の運用		
市民農園等の設置 【緑政土木局】	設置の促進又は開設の支援		
伝統野菜の普及啓発 【緑政土木局】	学校給食への利用や種子配布等によるPRの実施		
有機農業の支援 【緑政土木局】	転換希望農業者への支援施策に関する情報提供等の実施		

⑧生きものにもやさしい魅力ある水辺空間の創出

水辺は人々に安らぎや潤いを与えるとともに、にぎわいの場、ヒートアイランド現象の緩和などに加え、生きものの生息・生育場所としての重要な役割も果たしていることから、魅力ある水辺空間の創出にあたっては、生態系にも配慮した取り組みを進めていきます。

内 容	前 期 (2023・2024 年度)	中 期 (2025～2027 年度)	後 期 (2028～2030 年度)
河川等における地下水や湧き水の利用 【環境局】	地下水や湧き水を利用した堀川・新堀川等の流量確保・水質浄化		
うるおいと活気ある堀川再生 【緑政土木局】	水質浄化、堀川1000人調査隊への活動支援、にぎわいの創出等		
中川運河の再生 【住宅都市局】	水・緑・生きものに親しめる水辺空間の形成、にぎわいの創出等		
多自然川づくりの推進 【緑政土木局】	多自然川づくりの推進		

⑨藤前干潟の保全

国内有数の渡り鳥の中継地であり、ラムサール条約登録湿地である藤前干潟を将来にわたり保全し、賢明な利用をはかるため、地元住民、市民団体、研究者、鳥類保護団体、行政等により構成される「藤前干潟協議会」に参画し、協働による取り組みを進めるほか、干潟保全の必要性を、歴史的な経緯とともに広く伝えていきます。

内 容	前 期 (2023・2024 年度)	中 期 (2025～2027 年度)	後 期 (2028～2030 年度)
藤前干潟協議会への参画 【環境局】	藤前干潟協議会における情報共有・協議、協働の取り組み		
藤前干潟ふれあい事業 【環境局】	藤前干潟ふれあい事業実行委員会（事務局：名古屋市）による啓発事業を実施		

重点方針 2 社会変革につながる取り組みの促進

(1) 2030年までの方向性

生物多様性の減少を食い止め、回復させるためには、これまでどおりの社会の在り方から脱却し、経済・社会・政治といった全ての分野にわたる社会変革が求められており、その実行にあたっては、様々な課題を同時に解決していく取り組みが求められています。

そのため、自然環境が有する多様な機能を積極的に活用し、生きものの生息・生育環境の創出をはじめ、地球温暖化対策、ヒートアイランド現象の緩和、雨水の貯留・浸透による防災・減災、水循環機能の回復などを複合的にはかるグリーンインフラの取り組みを進めていきます。

また、市民・事業者等の生物多様性に配慮した生活行動や事業活動を促すことで、本市の自然環境だけでなく、本市が恩恵を受ける上流域や遠く離れた海外の生産地等の自然環境をも守り、生きものの恵みを持続可能なかたちで利用できるよう、社会変革に向けた流れに貢献していきます。

(2) パートナリシップで進めるための役割分担（主体別）

市 民	・環境や社会に配慮した製品・サービスの利用
	・使い捨てプラスチック製品の使用抑制・代替品の利用
	・家庭でできる食品ロス削減の実施
市 民 団 体	・環境や社会に配慮した製品・サービスの普及拡大に向けた機運醸成
事 業 者	・小売店等における環境や社会に配慮した製品・サービスの積極的な取扱い
	・使い捨てプラスチック製品の使用抑制・代替品の利用
	・食品ロスの削減
	・生物多様性に配慮した事業活動、緑化の実施
教 育 機 関	・環境や社会に配慮した製品・サービスの利用、学習の実施
	・生物多様性に配慮した緑化の実施

(3) 進捗管理のための指標と目標値

指 標	現状値 (2021 年度)	目標値 (2030 年度)
暮らしの中で生物多様性に配慮した行動をしている市民の割合	55.5%	60%
なごや SDGs グリーンパートナーズ登録認定数（累計）	2,761 件	4,300 件

(4) 2030年までのロードマップ

①グリーンインフラの取り組みの推進

自然環境が有する多様な機能を積極的に活用するグリーンインフラの考え方を取り入れ、生きものの生息・生育環境を創出するほか、地球温暖化対策やヒートアイランド現象の緩和、水循環機能の回復、防災・減災、環境教育の場の提供などを複合的にはかっていきます。

内 容	前 期 (2023・2024 年度)	中 期 (2025～2027 年度)	後 期 (2028～2030 年度)
生態系ネットワークの形成	保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の認定促進と保全（p44） 生物多様性に配慮した緑化の推進（p47） 緑の保全・創出（p48） 都市農地の保全（p49） 生きものにもやさしい魅力ある水辺空間の創出（p50） 雨水貯留浸透の推進・啓発		
【環境局、緑政土木局、関係局】			
気候変動への対応	緑の保全・創出（p48） 都市農地の保全（p49） 雨水貯留浸透の推進・啓発		
【緑政土木局、環境局、上下水道局、関係局】			
豊かな生活空間の形成	緑の保全・創出（p48） 自然と親しむ機会の提供（p61） まちづくりに活かすための生きもの情報の提供（p46） 生きものにもやさしい魅力ある水辺空間の創出（p50）		
【緑政土木局、環境局、住宅都市局】			
投資や人材を呼び込む都市空間の形成	緑や水を活かした都心部の形成 生物多様性に配慮した緑化の推進（p47） 生きものにもやさしい魅力ある水辺空間の創出（p50） 緑の保全・創出（p48）		
【住宅都市局、環境局、緑政土木局、関係局】			

②環境や社会に配慮した製品・サービスの普及促進

市民・事業者による、生物多様性や地球温暖化をはじめとする環境問題や社会に配慮した製品・サービスの提供・利用（エシカル消費）の拡大に向けた普及啓発や機運醸成をはかります。

内 容	前 期 (2023・2024 年度)	中 期 (2025～2027 年度)	後 期 (2028～2030 年度)
環境や社会に配慮した製品・サービスの取扱・利用促進 新規 【環境局、スポーツ市民局、緑政土木局】	実施方法の検討	市内小売店等における市民一斉調査等の実施	
エシカル消費の普及啓発 【スポーツ市民局】	イベント等を通じたエシカル消費の普及啓発		
フェアトレードの普及啓発 【環境局】	イベント等を通じたフェアトレードの理念の普及		
グリーン購入の推進 【環境局】	イベント等を通じたグリーン購入の普及促進		
地産地消の推進 【緑政土木局】	朝市・青空市の支援等による地産地消の推進		
有機農業の支援（再掲） 【緑政土木局】	転換希望農業者への支援施策に関する情報提供等の実施		
学校給食を通じた有機及び地産地消農産物の提供・啓発 【教育委員会】	小中学校の学校給食における提供及び啓発等の実施		

③健全なプラスチック利用

プラスチックごみによる海洋汚染等への対処、限られた資源の有効利用や循環、焼却時に発生する温室効果ガスの削減などといった課題の総合的な解決に向け、使い捨てプラスチックの削減等に向けた取り組みを進めていきます。

内 容	前 期 (2023・2024 年度)	中 期 (2025～2027 年度)	後 期 (2028～2030 年度)
持続可能なプラスチック利用に向けた普及啓発 【環境局】	使い捨てプラスチック削減等の普及啓発		
市役所における持続可能なプラスチック利用 【環境局】	「名古屋市啓発物品の調達に係るプラスチックごみの削減に関する方針」に基づく調達		
プラスチックの素材別リサイクルの推進 【環境局】	プラスチックの素材別リサイクルの実施		

④食品ロス削減の推進

食品ロスを減らすことは、食品の廃棄等に伴う温室効果ガスの排出を減らすほか、食品の無駄な生産等の回避など生態系の保全にもつながることから、食品ロスの削減に向けた取り組みを進めていきます。

内 容	前 期 (2023・2024 年度)	中 期 (2025～2027 年度)	後 期 (2028～2030 年度)
家庭でできる食品ロス削減の普及啓発 【環境局】	普及啓発の実施		
フードドライブの実施 【環境局】	市施設や協力店舗等におけるフードドライブの実施		
飲食店との連携による食品ロス削減の推進 【環境局】	食べ残しゼロ協力店登録制度の実施と拡充		

⑤地域循環共生圏（ローカルSDGs）の形成

名古屋市の水源地である木曽川源流域における自然環境を保全するとともに、本市と当該地域が互いに補い合い、持続可能な地域づくりを進めていくため、2022年に長野県木祖村と締結した協定に基づき、交流の森の整備等の取り組みを進めていきます。

内 容	前 期 (2023・2024 年度)	中 期 (2025～2027 年度)	後 期 (2028～2030 年度)
森林資源を活用したローカル SDGs 推進事業	森の整備（長野県木祖村）		
	名古屋市民による森林体験等の実施		
	間伐材の利活用の推進		
	【環境局、上下水道局】		

⑥生物多様性に配慮した事業活動の促進

事業活動は、生物多様性の恵みを利用することで成り立つと同時に生物多様性に大きな影響を与えています。また、生物多様性に配慮した製品やサービスを社会に普及させていくうえでも、事業者は大きな役割を担っています。市民・事業者を巻き込んだ社会変革に向け、事業活動における生物多様性への配慮を促していきます。

内 容	前 期 (2023・2024 年度)	中 期 (2025～2027 年度)	後 期 (2028～2030 年度)
事業者等における生物多様性の取り組み促進 新規 【環境局】	なごやSDGsグリーンパートナーズ登録・認定エコ事業所等の事業者を対象にした生物多様性の取り組み促進		
事業者等が所有・管理する場所の自然共生サイトの申請・認定促進 (再掲) 新規 【環境局】	生態系に重要な場所や自然共生サイトの申請対象となり得る場所の把握	自然共生サイトの申請・認定の促進 自然共生サイトとして認定された場所の保全の促進	
都心の生きもの復活事業の推進 (再掲) 【環境局】	表彰・認証制度の検討	表彰・認証制度の実施	オフィスビルや地域等での生物多様性に配慮した緑化の促進 「なごやのまちなか生物多様性緑化ガイドライン」等の活用による普及啓発 地域性種苗の普及促進に向けた情報収集・検討、機運醸成
事業活動における生物多様性に配慮した製品・サービスの普及促進 【環境局、関係局】	普及啓発・取り組み促進		
飲食店との連携による食品ロス削減の推進 (再掲) 【環境局】	食べ残しゼロ協力店登録制度の実施と拡充		

重点方針3 自然と共生する人づくり

(1) 2030年までの方向性

生物多様性の保全や持続可能な利用のためには、その大切さを知るだけでなく、具体的な行動に結びつけることが重要です。そのため、従来のイベント等に加え、日常生活の様々な場面で普及啓発の機会をとらえ、生物多様性に配慮した具体的な行動をこれまで以上に促していきます。

また、ラムサール条約登録湿地であり、本市の環境行政の転換点となった象徴的な場所である藤前干潟や、なごや環境大学、環境学習センター（エコパルなごや）、なごや生物多様性センターにおいて人づくりを進めるほか、学校教育への支援や自然と親しむ機会の提供を行っていきます。

(2) パートナースHIPで進めるための役割分担（主体別）

市 民	・生物多様性や環境に配慮した製品やサービスの購入
	・身近な自然の調査・保全活動等各種イベントや講座等への参加
	・家庭での環境学習の実施
市 民 団 体	・身近な自然の調査・保全活動や環境配慮行動の普及啓発活動を通じた人づくり
	・ユース世代との連携強化
事 業 者	・自社の生物多様性や環境配慮に関連する情報等の発信
	・藤前干潟保全への理解と協働の取り組みの実施
	・地域の自然保全活動や各種講座等への参加
教 育 機 関	・日常生活における環境行動やエシカル消費等に関する授業や課外活動の実施
	・身近な自然の調査・保全活動への参画、環境教育の場としての活用

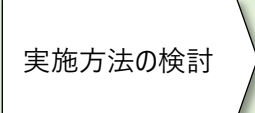
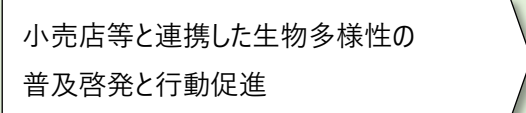
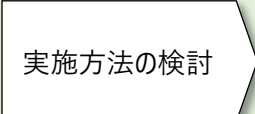
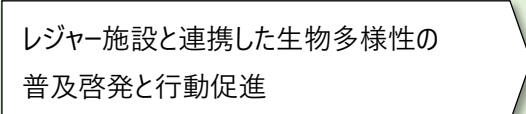
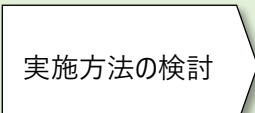
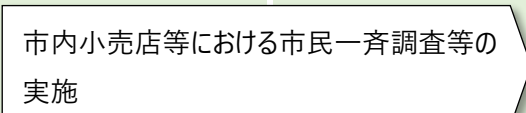
(3) 進捗管理のための指標と目標値

指 標	現状値 (2021 年度)	目標値 (2030 年度)
暮らしの中で生物多様性に配慮した行動をしている市民の割合 (再掲)	55.5%	60%
市民団体、事業者、教育機関など「なごや環境大学」を支える団体数（累計）	510 団体	565 団体

(4) 2030年までのロードマップ

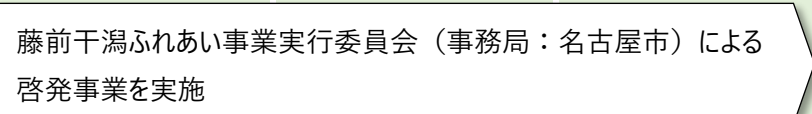
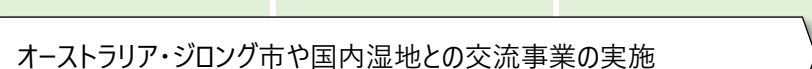
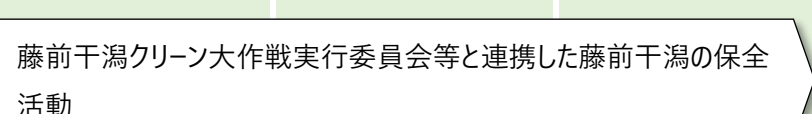
①日常生活を通した生物多様性の行動促進

従来の環境イベント・講座等の実施に加え、日ごろの買い物を行う店舗やレジャー施設等と連携するなど、普及啓発の機会を拡大し、生物多様性に配慮した具体的な行動をこれまで以上に伝え、市民の行動を促していきます。

内 容	前 期 (2023・2024 年度)	中 期 (2025～2027 年度)	後 期 (2028～2030 年度)
買い物等の機会における行動促進 新規 【環境局、スポーツ市民局、緑政土木局】			
レジャー施設と連携した行動促進 新規 【環境局、緑政土木局、住宅都市局】			
環境や社会に配慮した製品・サービスの取扱・利用促進（再掲） 【環境局、スポーツ市民局、緑政土木局】			

②藤前干潟を通した人づくり

ラムサール条約に登録された貴重な自然環境であり、また、ごみ非常事態宣言をきっかけとする本市の環境行政の転換点の象徴でもある藤前干潟を環境学習の場として活用し、人づくりを進めていきます。

内 容	前 期 (2023・2024 年度)	中 期 (2025～2027 年度)	後 期 (2028～2030 年度)
藤前干潟ふれあい事業（再掲） 【環境局】			
国内外のラムサール条約登録湿地との交流事業の実施 【環境局】			
藤前干潟の保全にかかる取り組み 【環境局】			

③なごや環境大学における人づくり・人の輪づくり

市民・市民団体、企業、教育機関、行政が協働で運営する学びあいのプラットフォームである「なごや環境大学」において、多様な主体との連携により、共育講座等を展開し、生物多様性のために行動し、協働する人づくり・人の輪づくりを進めていきます。

内 容	前 期 (2023・2024 年度)	中 期 (2025～2027 年度)	後 期 (2028～2030 年度)
共育講座・共育ゼミナール等の実施 【環境局】	多様な主体による生物多様性に関する共育講座、共育ゼミナール等の実施		
主催講座等の実施 【環境局】	生物多様性に関する主催講座、プロジェクト等の実施		

④なごや生物多様性センターにおける人づくり

なごや生物多様性センターにおいて、「なごや生物多様性センターまつり／ユースひろば」を開催するほか、出前講座や講師の派遣などにより、人づくりを進めていきます。

内 容	前 期 (2023・2024 年度)	中 期 (2025～2027 年度)	後 期 (2028～2030 年度)
なごや生物多様性センターまつり／ユースひろばの開催 【環境局】	なごや生物多様性センターまつり／ユースひろばの開催		
出前講座や講師の派遣 【環境局、関係局】	出前講座や講師の派遣		
ユース世代のさらなる参画促進 新規	「なごや環境大学」におけるユース世代の活動		
【環境局】	愛知県の「生物多様性あいち学生プロジェクト GAIA」との連携などの検討	愛知県の「生物多様性あいち学生プロジェクト GAIA」との連携などによるユース世代の参画促進	

⑤環境学習センター（エコパルなごや）における環境学習の推進

身近な環境から地球環境まで幅広い視野で環境問題を考え、取り組んでいくための第一歩となる環境学習の拠点施設である環境学習センター（エコパルなごや）において、生物多様性に関する環境学習プログラムやテーマ別展示を展開し、市民一人ひとりの生物多様性に対する理解を深め、具体的な行動を促していきます。

内 容	前 期 (2023・2024 年度)	中 期 (2025～2027 年度)	後 期 (2028～2030 年度)
環境学習センターにおける環境学習プログラム等の展開 【環境局】	バーチャルスタジオ、ワークショップ、テーマ別展示等による生物多様性の普及啓発や環境学習の機会の提供		

⑥学校教育における生物多様性の学習支援

次世代を担う子どもたちの、生物多様性をはじめとする環境を大切にする心を育むために、学校教育における生物多様性の学習支援を行っていきます。

内 容	前 期 (2023・2024 年度)	中 期 (2025～2027 年度)	後 期 (2028～2030 年度)
環境学習センターにおける環境学習プログラム等の展開（再掲） 【環境局】	バーチャルスタジオ、ワークショップ、テーマ別展示等による生物多様性の普及啓発や環境学習の機会の提供		
なごや環境大学におけるSDGs 学習プログラムの展開 【環境局】	子どもから家庭等への波及を狙ったコンテンツの提供 (My SDGsレポート（夏の生活・冬の生活）、学習ツール等)		
環境学習の取り組み支援 【環境局】	環境サポーターの派遣		
	市職員等による出前講座		

⑦自然と親しむ機会の提供

自然とのふれあいは、人々が環境に関心を持ち、行動するきっかけとなります。また、子どもから大人までの人間形成や人々の精神・健康面などにおいて様々な良い効果を及ぼすとともに、体験や活動を通して、地域社会や幅広い年齢層の人との交流を深める機会となるものです。そのため、市内や本市とつながりが深い上流域等において、自然と親しむ機会を提供していきます。

内 容	前 期 (2023・2024 年度)	中 期 (2025～2027 年度)	後 期 (2028～2030 年度)
なごや生物多様性サマースクールの実施 【環境局】	なごや生物多様性サマースクールの実施		
なごや生きもの一斉調査の実施（再掲） 【環境局】	なごや生きもの一斉調査の実施		
なごや生物多様性センターのビオトープを活用した観察会の実施 【環境局】	なごや生物多様性センターのビオトープを活用した観察会の実施		
なごや環境大学における共育講座等の実施 【環境局】	多様な主体による生物多様性に関する共育講座、共育ゼミナール等の実施		
	生物多様性に関する主催講座、プロジェクト等の実施		
環境デーなごや地域行事「身近な自然体験会」等の実施 【環境局】	「身近な自然体験会」等の実施		
東山動植物園における環境教育プログラムの実施 【緑政土木局】	環境教育プログラムの実施		

内 容	前 期 (2023・2024 年度)	中 期 (2025～2027 年度)	後 期 (2028～2030 年度)
上流域における森林体験等の実施	名古屋市の水源地等における森林体験等の実施		
	名古屋城と関わりが深い上流域（岐阜県中津川市、長野県木曽地域）における森林体験等の実施		
【環境局、上下水道局、観光文化交流局】	おんたけ休暇村における森林体験等の実施		
森林資源を活用したローカルSDGs 推進事業（再掲）	森の整備（長野県木祖村）		
	名古屋市民による森林体験等の実施		
【環境局、上下水道局】	間伐材の利活用の推進		
藤前干潟ふれあい事業（再掲）	藤前干潟ふれあい事業実行委員会（事務局：名古屋市）による干潟体験等を実施		
【環境局】			
水質環境目標値市民モニタリング・湧き水モニタリング	市民モニターによる生物調査、湧水量の調査		
【環境局】			
水環境・水循環を学ぶ講座の実施	市内、市外上流域等におけるイベントの実施		
【環境局】			
緑のまちづくり活動の推進	緑のまちづくり活動団体への支援等		
【緑政土木局】			

重点方針4 生物多様性保全の拠点・ネットワークの強化

(1) 2030年までの方向性

なごや生物多様性センターでは、2011年の設立以来多くの生きもの情報や標本を蓄積してきたことから、これらのさらなる有効活用を進めるとともに、保全団体と事業者、学校・学生等とのマッチングや市民向け普及啓発機能の強化など、拠点機能のさらなる強化をはかっていきます。

また、保全活動等の担い手の不足や高齢化に対応するため、身近な自然の調査・保全活動に関わる人の拡大と連携強化をはかるとともに、地域の保全活動を持続可能なかたちで進めるための仕組みづくりを行うことで、市内の貴重な自然を将来にわたり保全していきます。

さらに、COP10開催都市として、生物多様性自治体ネットワークに主体的に参画し、自治体間の情報共有・連携強化をはかることで、国内自治体の取り組みの底上げにつなげます。

(2) パートナースhipで進めるための役割分担（主体別）

市 民	・身近な自然の調査・保全活動やイベントへの参加
市 民 団 体	・担い手不足に対応した、事業者・学校・学生等の多様な主体との連携強化
事 業 者	・身近な自然の調査・保全活動への参画、従業員育成・社会貢献の場としての活用
	・地域の保全活動に対する支援、協働による取り組みの実施
教 育 機 関	・身近な自然の調査・保全活動への参画、環境教育の場としての活用

(3) 進捗管理のための指標と目標値

指 標	現状値 (2021 年度)	目標値 (2030 年度)
なごや生きものライブラリーの閲覧数（年間）	24,883 件	50,000 件
市民参加型生きもの調査の延べ参加者数（累計）	2,630 人	34,000 人 (2021 年度からの 10 か年)

(4) 2030年までのロードマップ

① なごや生物多样性センターの拠点機能の強化

なごやの生きものに関する情報を次世代に伝えるために収集・発信を行うとともに、市民・専門家・行政の協働によるなごやの身近な自然の調査・保全活動を推進していくための拠点としてのさらなる機能強化をはかっていきます。

内 容	前 期 (2023・2024 年度)	中 期 (2025～2027 年度)	後 期 (2028～2030 年度)
生きもの情報の収集と活用 【環境局】	生きもの情報の収集 情報の有効活用 に向けた検討	生きもの情報のさらなる有効活用	
標本の収集と活用 【環境局】	標本の収集と管理 標本ボランティアの育成 標本を活用した出張講座・展示等の実施		
市民向け普及啓発機能の 強化 【環境局】	敷地内ビオトープを活用した環境教育 出前講座・展示の実施 ウェブサイトやニュースレターを活用した普及啓発		
保全団体と事業者、学 校・学生等とのマッチング 新規 【環境局】	マッチングを希望 する団体等の把握	保全団体と事業者、学校・学生等とのマッ チング	

②調査・保全活動に関わる人の拡大と連携強化

あらゆる世代に働きかけ、身近な自然の調査・保全活動に関わる主体・人を増やすとともに、これらの有機的な連携を促すことで、本市の協働による調査・保全活動をさらに推進していきます。

内 容	前 期 (2023・2024 年度)	中 期 (2025～2027 年度)	後 期 (2028～2030 年度)
市民参加型生きものの調査 の参加者の拡大 新規 【環境局】	参加者拡大に向けた方策の検討	より多くの人の参加による生きもの 情報の収集	
なごや生物多様性センター まつり／ユースひろばの開催 (再掲) 【環境局】	なごや生物多様性センターまつり／ユースひろばの開催		
ユース世代のさらなる参画 促進 (再掲) 新規 【環境局】	「なごや環境大学」におけるユース世代の活動		
	愛知県の「生物 多様性あいち学 生プロジェクト GAIA」との連携 などの検討	愛知県の「生物多様性あいち学生プロジ ェクト GAIA」との連携などによるユース世 代の参画促進	
関係機関・団体間のさらな る連携強化 【環境局】	関係機関・団体 の得意分野等の 把握、共有	関係機関・団体間のさらなる連携強化 ・なごや生物多様性センター ・なごや生物多様性保全活動協議会 ・なごや環境大学 ・環境科学調査センター ・東山動植物園 ・愛知県の生態系ネットワーク協議会 ・藤前干潟協議会 ・大学・高校等の教育機関 ・経済団体 等	

③地域の保全活動を持続可能なかたちで進めるための仕組みづくり

保全団体の活動の担い手が高齢化し、今後、これらの人々の協力により保全が行われてきた場所の取り組みが困難となる可能性が高まっていることから、地域の事業者や学校等との連携により、持続可能なかたちで保全活動を進めていくための仕組みを構築していきます。

内 容	前 期 (2023・2024 年度)	中 期 (2025～2027 年度)	後 期 (2028～2030 年度)
事業者、学校等との連携による保全活動の仕組みづくり 新規 【環境局】	事業者等との連携に向けた仕組みの検討	事業者等と連携した保全活動の実施	

④自治体連携の推進

COP10開催都市として、生物多様性自治体ネットワークに主体的に参画するなど、生物多様性に関する自治体間の情報共有・連携強化をはかっていきます。

内 容	前 期 (2023・2024 年度)	中 期 (2025～2027 年度)	後 期 (2028～2030 年度)
生物多様性自治体ネットワークへの主体的な参画 【環境局】	生物多様性自治体ネットワークへの主体的な参画、テーマ別部会の主催等		
木曽三川流域自治体の連携推進 【上下水道局】	木曽三川流域自治体サミットの開催等による連携の推進		
ラムサール条約登録湿地関係市町村間の連携推進 【環境局】	ラムサール条約登録湿地関係市町村会議への参画による関係市町村間の情報交換及び協力の推進		
湿地サミットを通じた県内関係自治体等の連携推進 【緑政土木局、環境局】	関係自治体等における事例共有・連携等の推進		
伊勢湾再生に関する自治体間の連携 【総務局、環境局】	伊勢湾再生推進会議連絡調整会議への参画による調査・研究及び普及啓発の実施		

第6章 計画の進捗管理

1 計画の進捗管理方法

本計画は、本市と市民・市民団体・事業者等の多様な主体が、役割分担のもと、パートナーシップによる取り組みを進めていくための共通の指針となるものであり、計画の進捗管理においても、多様な主体との連携により振り返り等を行っていきます。

また、重点方針のロードマップにおいて示す前期（2023・2024年度）、中期（2025～2027年度）、後期（2028～2030年度）の節目を捉え、PDCAサイクルによる点検・評価を行い、施策の見直し等を検討します。

進捗状況の把握

4つの重点方針ごとの達成度合を測るため、指標と目標値を設定します。また、市内の自然の状況や市民意識、活動の状況等を把握するための「状況把握項目」を設定し、定期的に比較・分析等を行います。

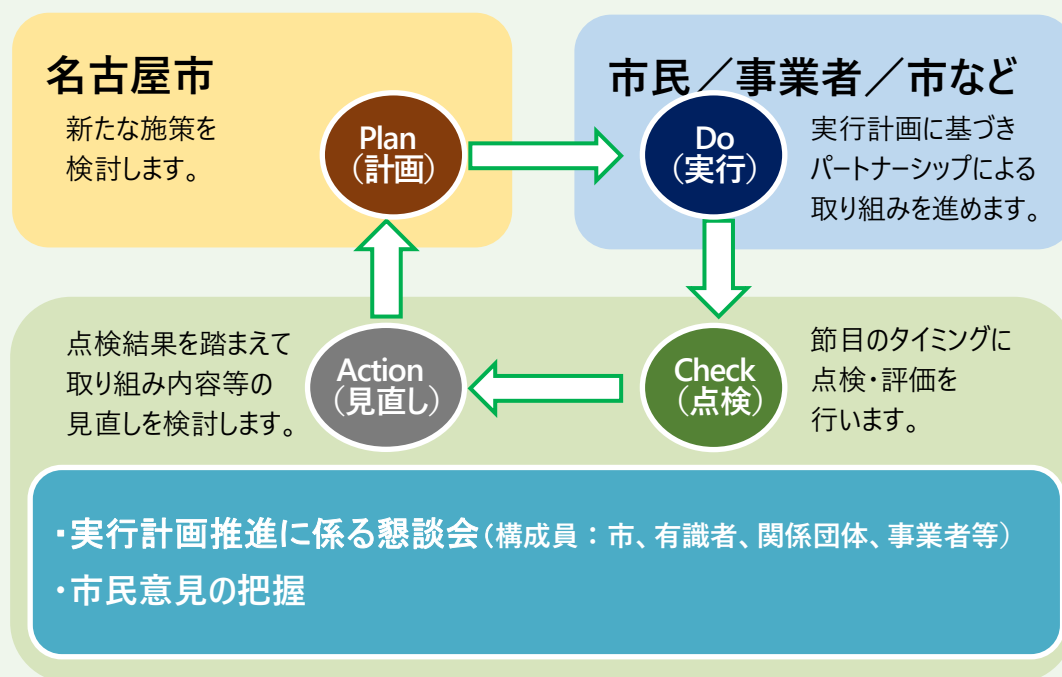
多様な主体との振り返り・今後の展開の検討

各主体の代表や有識者により構成する「実行計画推進に係る懇談会」を実施するほか、市民等からの意見を聴く機会を設け、多様な主体とともに計画の点検等を行い、さらなるパートナーシップの取り組みを進めていきます。

また、市役所庁内において各部局間の情報共有等の場を設け、定期的な進捗管理と効果的な施策展開をはかっていきます。

進捗状況の公表

指標は、毎年度、市公式ウェブサイトで公表するほか、主な取り組みを「名古屋市環境白書」において公表し、市民・事業者等と進捗状況を共有します。



2 進捗管理のための指標や状況把握項目

(1) 進捗管理のための指標と目標値

2030年までの重点方針	指標項目	現状値 (2021年度)	目標値 (2030年度)	本市他計画に おける記載
重点方針 1 生物多様性に配慮 したまちづくりの推進	市内における自然共生 サイト認定数(累計)	— (2023年度より制度開始)	5 か所以上	
	都心の生きもの復活事業 の実施か所数 (累計)	5 か所	20か所以上	
	新たに確保された緑の面 積 (累計)	31ha	400ha (2021年度からの10か年)	●総合計画 ●環境基本計画 ●緑の基本計画 (共有指標)
重点方針 2 社会変革につながる 取り組みの促進	暮らしの中で生物多様性 に配慮した行動をしている 市民の割合	55.5%	60%	●総合計画 ●環境基本計画
	なごやSDGsグリーンパート ナーズ登録認定数 (累 計)	2,761件	4,300件	●総合計画 ●環境基本計画
重点方針 3 自然と共生する 人づくり	暮らしの中で生物多様性 に配慮した行動をしている 市民の割合 (再掲)	55.5%	60%	●総合計画 ●環境基本計画 ●緑の基本計画 (共有指標)
	市民団体、事業者、教育 機関など「なごや環境大 学」を支える団体数 (累 計)	510団体	565団体	●総合計画 ●環境基本計画 ●緑の基本計画 (共有指標)
重点方針 4 生物多様性保全の 拠点・ネットワークの 強化	なごや生きものライブラリー の閲覧数 (年間)	24,883件	50,000件	
	市民参加型生きもの調査 の延べ参加者数 (累 計)	2,630人	34,000人 (2021年度からの10か年)	

※総合計画：名古屋市総合計画2023

環境基本計画：第4次名古屋市環境基本計画

緑の基本計画：名古屋しみどりの基本計画2030

(2) 状況把握項目

区 分	状況把握項目	現状値（2021年度）
緑	緑被率	21.5％(2020年度)
	市民1人当たりの都市公園の面積	7.0m ²
	名古屋の「みどり」が多いと思う市民の割合	66.3％(2020年度)
	名古屋の「みどり」に満足している市民の割合	65.9％(2020年度)
	主な緑のまちづくり活動に携わった市民の延べ人数	35,000人
水 循 環	雨水の浸透・貯留率	15.1％(2020年度)
	雨水の蒸発散率	22.5％(2020年度)
	雨水の直接流出率	62.4％(2020年度)
農	生産緑地の面積	229.0ha
	農家や企業等が新たに開設した市民農園の区画数 （2019年度からの累計）	98区画
動 植 物 種	レッドリスト掲載種数	植物335種 動物419種 (2019年度)
	定着または確認されたことがある特定外来生物の種数	25種
	市民から寄せられた生物情報数	195件
市 民 等 の 意 識 や 参 加	生物多様性について言葉も意味も知っている市民の割合	44.0％
	フェアトレードを言葉も意味も知っている市民の割合	35.9％
	商品購入時に、環境情報（環境ラベルや説明文）を参考にしている市民の割合	38.7％
	エシカル消費の普及・啓発イベント等における理解度	94.0％
	なごや生物多様性センター及びなごや生物多様性保全活動協議会における身近な自然の調査・保全活動の参加者数	2,091人
	なごや生物多様性センター及びなごや生物多様性保全活動協議会における生物多様性に関する講座等の参加者数	1,107人
	なごや生物多様性保全活動協議会構成会員数	64団体・個人
	環境学習センターの利用者数	21,319人
	市民団体、事業者、教育機関などによる「なごや環境大学」の共有講座数	125講座
	あいち生物多様性企業認証を取得した市内の事業者数 （累計）	12社(2022年度)

（３）都市と生物多様性指標（簡易版）[国土交通省]に基づく状況の把握

「都市と生物多様性指標（簡易版）」は、地方公共団体が都市の生物多様性について把握・評価し、施策立案等に活用するためのツールとして国土交通省が作成し、2016年に公表したものです。

この指標は、2010年に生物多様性条約事務局とシンガポール政府が公表した「都市の生物多様性シンガポール指標（City Biodiversity Index）」と同年の「都市における生物多様性とデザイン（URBIO2010）」で提案された改善試案を参考に、国土交通省において、地方公共団体が使いやすいように整理統合し、「都市の生物多様性指標（素案）」として2013年に公表したものを、さらにデータの入手のしやすさなどを考慮して、簡易版として改良したものです。

今後、取り組みの評価や施策の検討を行うにあたっては、本市独自の指標や状況把握項目に加え、この指標についても、生物多様性に関する状況把握のツールとして活用していきます。

名古屋市の現状値（2016年度）

※三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社が全国665自治体を対象に調査し、2016年11月に公表した報告に基づく。

※現状値算出に当たって使用した基礎情報は、次ページ参照

指 標		概 要	現状値 (2016年度) ※
1	緑地等の現況	緑地等の都市に占める割合	12.64%
2	法令等で保全されている 緑地等の状況	風致地区、特別緑地保全地区などの法令等に基づき確保される緑被地・水面等の都市計画区域面積に占める割合	9.84%
3	緑地等の連続性の状況	連続性のある緑地の割合（半径250m以内に緑地がある場合を連続性があるとみなす）	10.04%
4	動植物種の調査状況	動植物種数調査の調査頻度や地点・対象種の固定、計測方法の記録保管等の状況	D (評価の高い順にA→E)
5	生態系サービスの状況	①緑化等による温室効果ガス吸収量	16357.73 t-CO ₂ /ha・年
		②緑地等による冷涼化効果（樹冠被覆面積）	4.97%
		③緑地等による透水効果	12.64%
6	行政の生物多様性 取組状況	現状調査・分析・評価、施策の立案、計画の点検・実施・評価等の取り組みの有無	10個（14個中）
7	行政計画への住民等 の参加状況	計画策定、公表、実施、点検、評価の各段階における住民・企業等の参加の有無	6 個（8個中）

参 考

都市と生物多様性指標（簡易版）における名古屋市の現状値の基礎情報

※国土数値情報は、衛星写真を使用して数値を算出していることから、市の緑被率等の数値とは異なっています。

都市計画区域面積 32523.30ha

【指標 1・3・5 国土数値情報の集計計算】

項 目	コード	面 積 (ha)	抽出・評価対象とした土地利用区分				
			指標 1	指標 3	指標 5 ①	指標 5 ②	指標 5 ③
田	0100	710.92	○				○
その他の農用地	0200	142.19	○				○
森林	0500	1617.98	○	○	○	○	○
荒地	0600	43.15	○				○
河川地及び湖沼	1100	1546.33	○				○
海浜	1400	0	○				○
海水域	1500	51.04	○				○

【指標 2 規制情報の集計結果】

規制等制度名	面積(ha)
歴史的風土保存区域	0
歴史的風土特別保存地区	0
特別緑地保全地区	196
近郊緑地保全区域	0
近郊緑地特別保全地区	0
風致地区	2990.8
市民緑地	9.9
樹木保存法に基づく樹林等	0
樹林保存条例等に基づく樹林等	0
緑地協定	2.45
市民農園	0
合計	3199.15

【指標 4 生物調査の実施状況に係るアンケート調査結果】

アンケート調査項目		回 答
生物調査の実施実績	①都市に生息・生育する動植物の種数に関する調査を実施しているか？	○
生物調査の実施頻度	②調査を継続的に実施しているか？	10年以上
	③調査を定期的に実施しているか？	3年または4年に1度
調査結果の時点間比較の可否	④調査の調査地域を固定しているか？	×
	⑤調査の対象となっている動植物種を固定しているか？	×
	⑥動植物の観察、計測手法等の資料を記録・保管しているか？	×

【指標 6 行政の生物多様性に向けた取組状況に係るアンケートの調査結果】

アンケート調査項目		回答
現状調査及び 分析評価	①緑被地、動植物の分布状況や生息・生育状況等に関する地方公共団体独自の調査を実施しているか。	○
	②生態系の保全や動植物の保護のための法令の規制等の状況やエコロジカルネットワークの形成を図っていく上で関連する計画・事業等を調査しているか。	×
	③動植物の生息地又は育成地となる緑被地・水面等を、地形、植生等の特性、生息・生育する動植物の特性、法令の規制等による緑地の担保性等からエコロジカルネットワークの構成要素として評価しているか。	○
目標、緑地の 配置指針、 施策の立案	④生物多様性の確保に関する目標を位置付けているか。	×
	⑤生物多様性の確保のためのエコロジカルネットワークの形成方針、緑地の配置方法を位置付けているか。	○
	⑥エコロジカルネットワークを形成する緑被地・水面等の保全・再生・創出に関する施策を1つ以上設定しているか。	○
	⑦エコロジカルネットワークを形成する緑被地・水面等の管理・活用に関する施策を1つ以上位置付けているか。	×
	⑧都市の生物多様性の確保に関する上記以外の施策を1つ以上位置付けているか。	×
	⑨都市の生物多様性に関する他の計画との整合が図られているか。	○
計画の実施、 点検・評価	⑩施策の実施に必要な予算を確保し、施策を実施しているか。	○
	⑪施策実施状況を把握しているか。	○
	⑫施策効果を把握し、その点検・評価を行っているか。	○
	⑬施策の実施・点検・評価に際し、地方公共団体の部局間の連携を図る仕組みがあるか。	○
	⑭施策の点検・評価結果を計画・施策に反映しているか。	○

【指標 7 行政計画への住民等の参加状況に係る調査結果】

アンケート調査項目		回答
計画の策定・ 公表	①住民等の意見を計画に反映する取組を実施しているか。	○
	②住民等への計画の公表等、広報・普及啓発活動を実施しているか。	○
計画の実施・ 点検・評価	③NPO、住民、企業等の多様な主体と連携し、動植物の生息地又は生育地となる緑地等の保全・再生・創出及び管理を行っているか。	○
	④NPO、住民、企業等の多様な主体と連携し、外来生物の防除や、在来種の保全等に関する取組を行っているか。	○
	⑤計画に基づき、生物多様性に配慮した緑化方法等の住民等への周知等生物多様性に関する普及啓発の施策を実施しているか。	○
	⑥計画に基づき、生物多様性に関する環境教育の施策を実施しているか。	○
	⑦NPO、住民、企業等の事業者、教育・研究機関及び専門家等の多様な主体と連携し、継続的に施策の実施状況を把握し、施策効果の点検・評価を行っているか。	×
	⑧住民等との協働による施策の点検・評価結果を計画・施策に反映しているか。	×

第7章 生物多様性のために私たちができること

生物多様性のために私たちができることはたくさんありますが、本計画で重視している「生物多様性を回復させる」、「日々の行動で世の中の流れを変える」という視点で整理しました。まずは、ここで紹介することを意識して取り組んでみましょう。

市民

目指すこと	できること	得られる結果
生物多様性を回復させる	保全活動に関わる ・身近な自然の調査・保全活動に参加する ・各種の講座・イベント等に参加する	・貴重な自然が将来にわたり守られる
	緑化に取り組む ・庭やバルコニーなどで植物を育てる ・生物多様性に配慮した緑化に取り組む	・生きもののエサ場・すみかが増え、生態系が豊かになる ・地球温暖化対策につながる
日々の行動で世の中の流れを変える	買い物にこだわる ・地元のをできるだけ選んで買う ・環境や社会に配慮したものを選んで買う ・マイバックを持参する	・環境等に配慮した商品が売れると企業がさらに商品を取扱うようになり、産地の環境等への配慮が進む ・資源の節約につながる



市民団体

目指すこと	できること	得られる結果
生物多様性を回復させる	活動を継続・発展させる ・新たな構成員を確保する ・活動への参加者層を拡大する ・多様な主体と連携する ・活動資金を確保する	・地域の多様な主体との輪が広がり、生物多様性保全の取り組みが維持され、貴重な自然が将来にわたり守られる
日々の行動で世の中の流れを変える	多様な主体と協働する ・市民、事業者、教育機関、行政等と連携し、生物多様性の機運を醸成する 成果や課題を積極的に発信する ・SNSや発表の機会を有効活用する	・生物多様性の理解が深まり、取り組みの輪が広がることで、生物多様性の恵みを将来にわたり、受け続けることができる



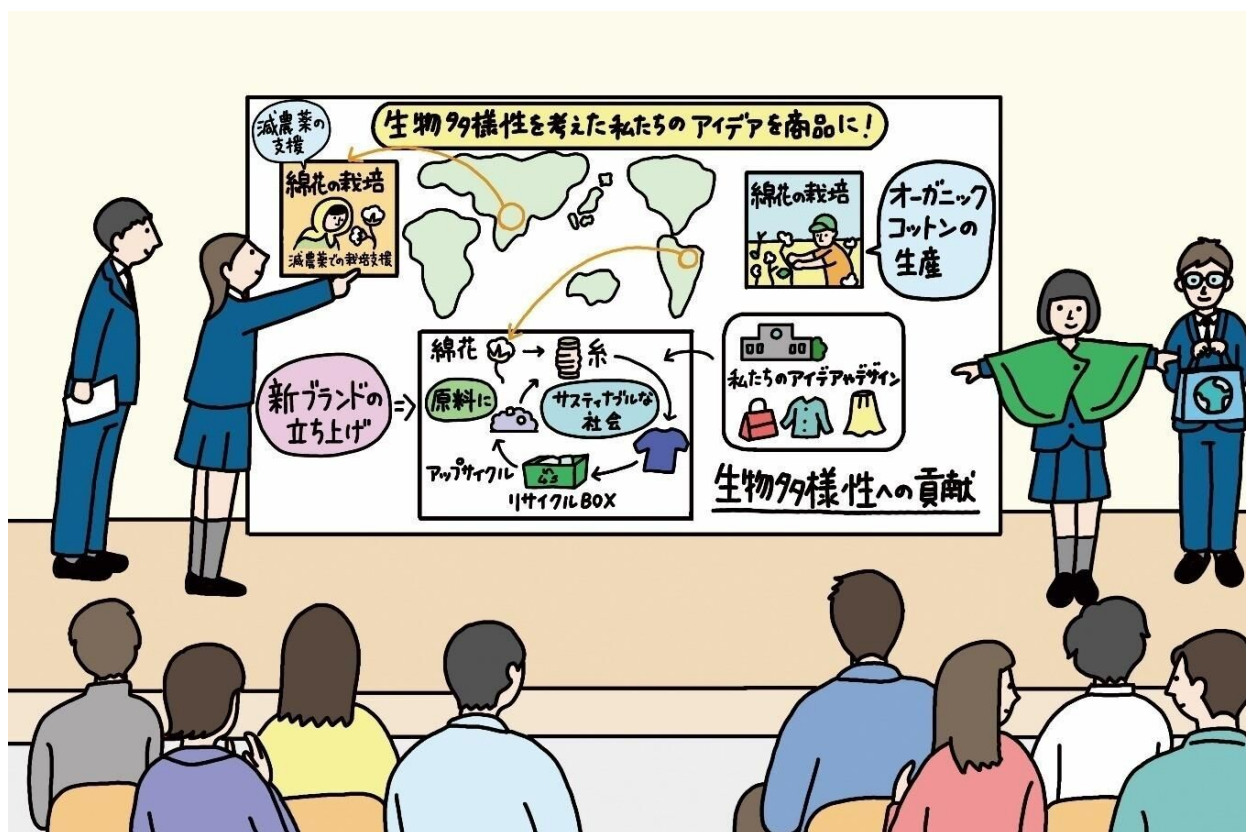
事業者

目指すこと	できること	得られる結果
生物多様性を回復させる	身近な自然の調査・保全活動に関わる ・社会貢献や社員研修の一環として、身近な自然の調査・保全活動に関わる ・資金面から地域の保全活動を支援する	・貴重な自然が将来にわたり守られる
	緑化に取り組む ・敷地内の緑を増やす ・生物多様性に配慮した緑化に取り組む	・生きもののエサ場・すみかが増え、生態系が豊かになる ・地球温暖化対策につながる
日々の行動で世の中の流れを変える	本来業務に生物多様性の配慮を取り入れる ・環境や社会に配慮した商品の取扱いや使用を増やす ・原料調達、製造、販売等の一連の企業活動の流れを生物多様性に配慮したものとする	・原料等の調達元の自然環境が将来にわたり守られる ・生物多様性の恵みを将来にわたり、受け続けることができる



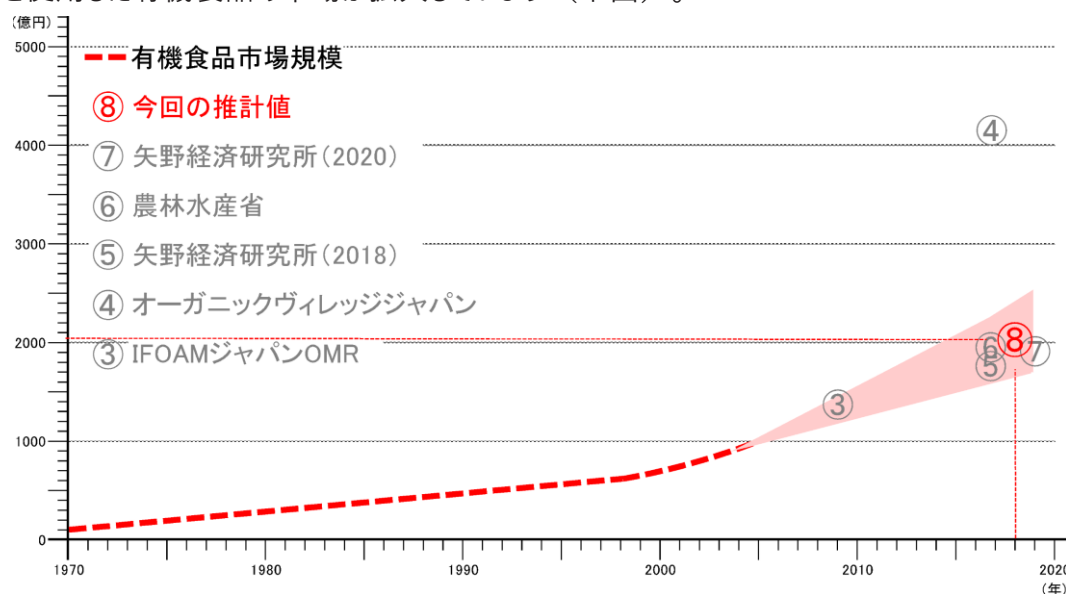
教育機関

目指すこと	できること	得られる結果
生物多様性を回復させる	身近な自然の調査・保全活動に関わる ・授業や課外活動の一環として地域の調査・保全活動に関わる	・貴重な自然が将来にわたり守られる
	緑化に取り組む ・敷地内の緑を増やす ・生物多様性に配慮した緑化に取り組む	・生きもののエサ場・すみかが増え、生態系が豊かになる ・地球温暖化対策につながる
日々の行動で世の中の流れを変える	生物多様性について学ぶ機会をつくる ・生物多様性と自分たちの生活のつながりについて授業で取り上げる	・子どもから大人まで、生物多様性に配慮した行動をとる人が増える ・生物多様性の恵みを将来にわたり、受け続けることができる



コラム 有機製品の拡大

近年、日本国内では、化学肥料や農薬の使用を可能な限り低減し、生物多様性や健康に配慮した農産物などを使用した有機製品の市場が拡大しています（下図）。



有機食品の市場規模の推移（推計）

出典：2020年2月、秋田県立大 酒井徹 資料より抜粋

名古屋市内でも、店舗での有機食品・有機JAS認定マーク製品の取扱い、オーガニックファーマーズの活動、小学校給食での有機農産物の使用など取り組みが拡大しています。その他、オーガニックコットンや化粧品など有機食品以外の製品の店舗での取扱いも見られます。

有機農業の定義（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）における定義）

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業

有機農産物の生産方法の基準（ポイント）

- ・堆肥等による土作りを行い、播種・植付け前2年以上及び栽培中に（多年生作物の場合は収穫前3年以上）原則として化学的肥料及び農薬を使用しないこと
- ・遺伝子組換え種苗を使用しないこと

農林水産省では、みどりの食料システム戦略（2021年5月策定）の中で、耕地面積に占める有機農業の取り組み面積の割合について、現状0.5%（2.35万ha）を2050年までに25%（100万ha）にするという目標を設定しており、今後も有機農業は拡大していくと予測されます。

一方で、農業分野においては、従事者の高齢化や担い手不足が進行しており、害虫の被害や雑草が発生しやすく、土壌づくりにも手間やコストのかかる有機農業の拡大には課題も多くあります。

私たち消費者が、生物多様性保全や安全・安心等メリットの多い有機製品の価値に気づき、自ら積極的な消費行動（エシカル消費）をすることは、生産者の応援につながり、ひいては生物多様性の保全に大きな力となります。

コラム 市内で都市養蜂

名古屋の都心で養蜂というと、どこで？なぜ？と思われる方もいるのではないのでしょうか？

ミツバチは花の蜜を集めて、その蜜を女王バチや幼虫が越冬するための餌にしますが、都市には蜜を生み出す花や木がある公園があり、農薬による影響も少ないため、意外にも養蜂に適した環境となっています。

名古屋市内ではビルの屋上などで、2010年頃から都市養蜂が行われています（右図）。各団体は互いにミツバチの融通を行うなど、協力・連携し活動しています。

また、養蜂は、花粉媒介の観点から生物多様性や農業にも大きく貢献しています。ニンジン、キャベツ、リンゴ、サクランボなどの野菜や果物の受粉には、ミツバチなどの昆虫の存在が欠かせません。

さらに、都市養蜂は、まちづくりにも一役買っています。活動されているグループの方からは「ミツバチを育てることで町がきれいになった」、「ミツバチを通じて人と自然を考えるきっかけとなった」などの声もあり、人の意識を変えるきっかけにもなっています。単にハチミツを収穫するだけではなく、まちの魅力向上、生活環境の向上、環境教育の場の提供などにつながっており、取り組みに関わる人の輪も広がっています。

名古屋産のハチミツは、飲食店等で提供されており、地域の植物の特性や環境の違いで味が違います。こうした商品を選択・消費することで地域の活動を応援することにもつながります。

名古屋の都市養蜂グループ



提供 マルハチ・プロジェクト松良宗夫



マルハチ・プロジェクト（中区）

中区丸の内を中心に活動する
有志グループ
<https://www.facebook.com/maruhachi>



名古屋学院大学（熱田区）

名古屋学院大学
<https://www.ngu.jp/and-n/region-commerce/honey-bee/>



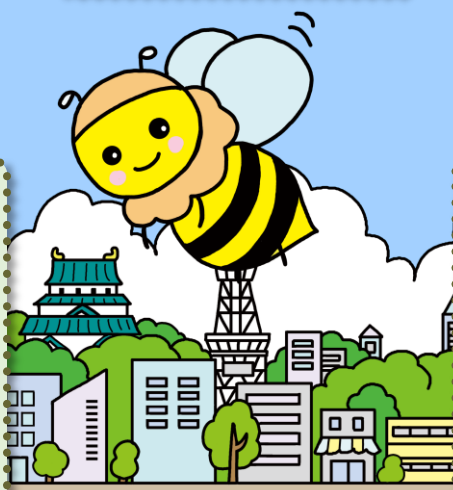
みつばちバーヤ（北区）

柳原商店街有志グループ
<https://www.facebook.com/profile.php?id=100031013306479>



笠寺ミツバチ & BeeGardenプロジェクト（南区）

笠寺商店街まちづくり活動の有志
<https://www.instagram.com/kasaderamitsubachi/>



なごや文化のみちミツバチプロジェクト（東区）

愛知商業高校ユネスコクラブ
https://instagram.com/aisho_honeygirls/



私たちが選ぶ商品の原材料の多くは生物多様性の恵みに依存しているため、私たちの消費行動は生物多様性と密接にかかわっています。最近では、日々の買い物の中で、生物多様性などの環境や社会に配慮した商品に表示される以下のようなラベルを目にする機会も増えました。

■生物多様性等に配慮したラベルの例

主に繊維製品に関する認証



GOTS認証



OCS認証

オーガニックコットンなど有機農法で栽培・飼育された原料を使い、生産から販売まで厳しい基準で管理して作られた、人にも環境にもやさしい繊維製品に表示されています。GOTS 認証では、さらに使用する化学薬品を含む環境の要件や人権などの社会的要件も満たす必要があります。

商品例 衣服やタオルなどの幅広い繊維製品



間伐材マーク

森林内に光を当て、健全な森林を保つためには、一部の木を伐採する「間伐」を行う必要があります。間伐した木である間伐材を有効利用する製品に表示されています。

商品例 飲料容器（紙コップ、カートカン）、えんぴつ、ノート、プランターなど



CFPマーク

原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでに排出される温室効果ガスを二酸化炭素（CO₂）に換算して、商品やサービスに分かりやすく表示されています。

商品例 飲食品（米、菓子、ハム・ソーセージ、ジュース）、日用品（洗濯洗剤、歯磨き粉）、文具など



7:00

8:00

12:00

7:30

10:30



有機JAS認証

農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないことを基本として、遺伝子組み換え技術を使用せず、自然界の力を活かして生産された農産物、畜産物及びそれらを加工した商品に表示されています。

商品例 野菜、肉、果物、味噌、チーズなど

主に木材や木製品に関する認証



FSC® 認証



SGEC/PEFC森林認証



適切に管理された森林からの林産物や、適切だと認められたリサイクル資源から作られた製品であることを認証する制度です。このマークのついた商品の購入は世界の森林保全につながります。

商品例 ティッシュペーパー、えんぴつ、コピー用紙、ジュースなどの紙パックなど

ラベル使用に当たり、SGEC/PEFCの承認を受けています。

ラベルを参考に商品を選択することで、日々の買い物から、世の中の流れや社会のしくみを、生物多様性に配慮したものに変えていくことができます。買い物は投票です。一人ひとりの消費行動が積み重なれば大きな力になります。

主に水産物に関する認証ラベル



MSC認証



ASC認証



MEL認証

水産資源の持続的な利用や生態系の保全などに配慮していることが、審査によって認証された漁業や養殖業による水産物に表示されています。

商品例 鮮魚、水産加工品（ちくわ、缶詰、魚肉ソーセージなど）、冷凍食品など



エコマーク

製造・使用・廃棄に伴う環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品に表示されています。

商品例 石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、トイレトペーパー、タオル、飲食料品・化粧品などの容器包装など



RSPO認証

熱帯林の環境とそこに生息する生物の多様性に配慮し、生産者の暮らしを守るため、生産から販売までの様々な基準をクリアして作られたパーム油を使用した商品に表示されています。

商品例 おかし、インスタントラーメン、石鹸、シャンプーなど

15:00

18:30

22:00

21:00

フェアトレードに関する認証



レインフォレスト・
アライアンス認証

森林や生物多様性の保全、気候危機への緩和と適応や、さらに労働者の生活向上、人権尊重など、より持続可能な農業を推進するための認証制度です。認証マークは基準を満たす認証農園で作られた原料を使用した製品であることを示しています。

商品例 コーヒー、チョコレート、バナナ他果物や果汁、紅茶、緑茶、ナッツ類、ハーブ・スパイス類、切り花など



国際フェア
トレード
認証



フェアトレード
保証

フェアトレードは、公正な条件下で国際貿易を行うことを目指す貿易パートナーシップのことです。国際フェアトレード認証ラベルは、生産者への適正価格や生物多様性等環境に配慮した生産など国際フェアトレードラベル機構が定める基準に沿ってつくられていることを認証した商品に表示されています。また、フェアトレードを行っている保証された団体が生産・販売する製品に表示するラベルもあります。

商品例 コーヒー、チョコレート、バナナ、スパイス、コットン製品、砂糖、ハチミツ、ワインなど

生物多様性なごや戦略実行計画の策定に係る懇談会

委員名簿

氏 名	役 職 など
香 坂 玲	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
小 粥 正 健	名古屋市商店街振興組合連合会 専務理事・事務局長
大 東 憲 二	大同大学情報学部総合情報学科 特任教授
高 橋 啓 介	環境省中部地方環境事務所 統括自然保護企画官
◎ 千 頭 聡	日本福祉大学大学院国際社会開発研究科 特任教授
長谷川 明子	大同大学 客員教授
長谷川 泰洋	なごや生物多様性保全活動協議会 会長
福 田 かおり	愛知県環境局環境政策部 自然環境課担当課長（生物多様性）
宮 川 公 平	特定非営利活動法人フェアトレード名古屋ネットワーク 理事
森 本 幸 裕	公益財団法人京都市都市緑化協会 理事長
柳 原 賢 一	環境パートナーシップ・CLUB 事務局
山 田 章 光	イオンリテール株式会社東海カンパニー お客さまサービス・環境社会貢献グループ マネージャー

（注）敬称略、五十音順、2023年4月28日時点 ◎ 座長

検討経緯

日 程	検 討 内 容
2022年 6 月 9 日	第 1 回懇談会 ・実行計画の概要及び策定スケジュール ・実行計画策定の趣旨 ・実行計画策定の背景とこれまでの振り返り ・2030年に向けた方向性
2022年 9 月 9 日	第 2 回懇談会 ・重点方針案 ・指標、状況把握項目案
2023年 2 月10日	第 3 回懇談会 ・素案の提示
2023年 4 月28日	第 4 回懇談会 ・案の提示
2023年 7 月18日 ～ 8 月17日	・市民意見の募集
2023年10月28日	・生物多様性なごや戦略実行計画2030 策定

生物多様性を回復させる。

日々の行動で世の中の流れを変える。



用語索引

	用語	参照ページ
あ	愛知目標	13、17
	エシカル消費	53
か	グリーンインフラ	51、52
	昆明・モントリオール生物多様性枠組	15、16
さ	自然共生サイト	18
	生物多様性	5、6
	生物多様性国家戦略	17
	生物多様性自治体ネットワーク	36
	生物多様性条約	13
	生物多様性2050なごや戦略	2、4、39
な	なごや環境大学	31
	名古屋市環境基本計画	2
	なごや生物多様性センター	27
	なごや生物多様性保全活動協議会	27
	なごやSDGsグリーンパートナーズ	22
	ネイチャーポジティブ	15
は	フェアトレード	31
や	有機農業	77
英数字	COP10	13
	COP15	15
	IPBES	14
	NbS	24
	OECD	15、16、18
	SBTs for Nature	20
	SDGs	24
	TNFD	19
	2030年ターゲット	16
	30by30	15



生物多様なごや戦略実行計画2030

名古屋市環境局環境企画部環境企画課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

策定年月 令和5（2023）年10月

電話番号 052-972-2698 FAX 052-972-4134

電子メール a2662-01@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp